

男女共同参画に関する施策の評価について

令和3年度（2021年度）

熊本県男女共同参画年次報告書（案）

目次

第1章 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

- 男女共同参画社会実現に向けた新たな動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1 熊本県の人口・人口構成等

- 1 熊本県の人口
 - (1) 総人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 熊本県の人口構成
 - (1) 男女別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 年齢別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 高齢化率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 合計特殊出生率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 熊本県における結婚・離婚
 - (1) 平均初婚年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 婚姻率・離婚率・未婚率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の活躍推進

- 1 国際的な状況
 - (1) 日本の女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 政策・方針決定の場における状況
 - (1) 女性の地位向上に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 審議会等委員に占める女性の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 熊本県における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (4) 市町村における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (5) 教育分野における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (6) 政治における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 就業・雇用分野における状況
 - (1) 雇用者に占める女性の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 労働者の雇用形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 男女別所定内給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 男女別勤続年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- トピック①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 農林水産業における状況
 - (1) 農林水産業における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 地域における状況
 - (1) 地域活動における女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

- 1 県民の男女共同参画に対する意識
 - (1) 男女の地位の平等感・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 固定的性別役割分担意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 教育における状況
 - (1) 大学等進学率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数・・・・ 27

3 仕事と生活の両立の状況	
(1) 夫婦の生活時間	27
(2) 県内事業所の状況	28
(3) 育児休業	30
(4) 子育て支援	30
トピック②	31

III 安全・安心な暮らしの実現

1 女性に対する暴力の状況	
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）	32
(2) ストーカー・性犯罪	34
(3) セクシュアル・ハラスメント	34
2 自殺、児童虐待の状況	
(1) 自殺者の推移	35
(2) 児童虐待相談件数の推移	36
3 女性の健康の状況	
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率	36
トピック③	37
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率	38
(3) 母性保護制度の規定率	38
4 地域の防災力における状況	
(1) 地域の防災における女性の参画状況	39

IV 推進体制の充実・連携強化

1 市町村の取組状況	
(1) 推進体制の整備状況	40
2 県民、NPO等との協働による取組状況	
(1) 男女共同参画推進団体数	41

第2章 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況（令和2年度）

I 施策評価について	42
II 重点目標別施策の実施状況	
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	44
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	50
3 安全・安心な暮らしの実現	55
4 推進体制の充実・連携強化	63

第3章 市町村・男女共同参画推進団体・事業所の取組状況

1 市町村の取組状況	65
2 男女共同参画推進団体	69
3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰	70

第 1 章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第4次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○男女共同参画社会実現に向けた新たな動き	1
○第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第1 熊本県の人口・人口構成等	5
第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状	
I あらゆる分野における女性の活躍推進	10
II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	22
III 安全・安心な暮らしの実現	32
IV 推進体制の充実・連携強化	40

男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年（2013年）6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、令和2年度（2020年度）は第4次男女共同参画基本計画の最終年度であったため、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定めた、令和3年度（2021年度）から5年間の第5次男女共同参画基本計画の策定が行われました。

令和3年（2021年）6月には、「育児介護休業法」が改正され出産・育児による離職の防止や育児休業が取得しやすい枠組みや体制等が整備されました。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、女性候補者増加に向けた人材育成やハラスメントの禁止、女性活躍推進に向けた具体的な対策の制定など、女性活躍の加速化に向けた取組を進めています。

2 本県の動き

本県においても、平成26年（2014年）8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）2月に策定しました。

この戦略は、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の遅れ」及び「固定的性別役割分担意識」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点から成っています。

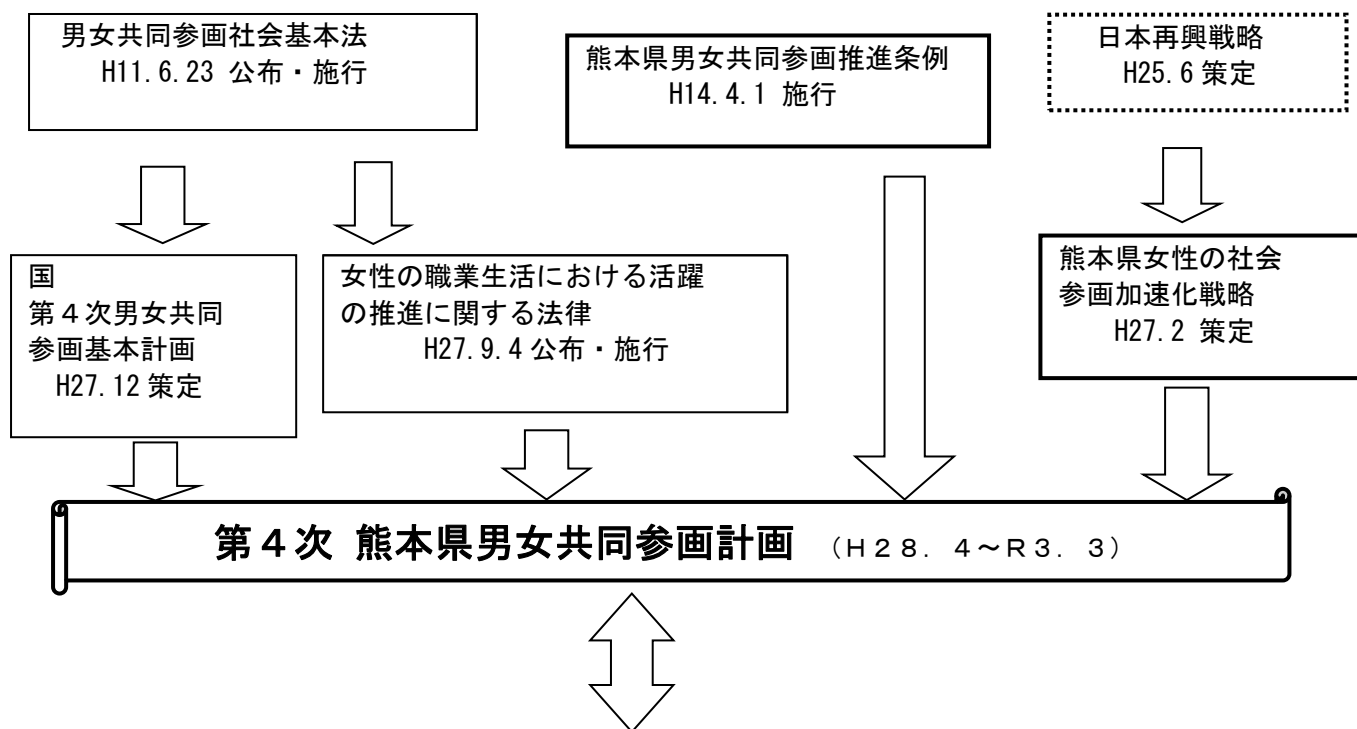
また、この熊本県女性の社会参画加速化戦略、第4次熊本県男女共同参画計画及び国の第5次男女共同参画基本計画や、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、令和3年度（2021年度）から5年間の第5次熊本県男女共同参画計画を策定し、更なる男女共同参画社会づくりを推進しています。

第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

(当該報告書は、令和2年度(2020年度)の体系に沿った評価を行っているため、第4次熊本県男女共同参画計画(H28.4~R3.3)の考え方について記載している)

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第4次男女共同参画基本計画及び熊本県女性の社会参画加速化戦略等を踏まえて策定しました。



～ 第4次計画関連の主な計画等 ～

- * 幸せ実感くまもと4カ年戦略
 - * 熊本県労働・人材育成計画
 - * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
 - * 熊本県特定事業主行動計画
 - * 熊本県DV対策基本計画
 - * 熊本県人権教育・啓発基本計画
 - * 熊本県障がい者計画
 - * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
 - * 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進構想
 - * くまもと子ども・子育てプラン
 - * くまもと「夢への架け橋」教育プラン
 - * 熊本県地域福祉支援計画
 - * 熊本県保健医療計画
 - * 熊本県健康増進計画
 - * がん対策推進計画
- など

2 計画期間

平成28年（2016年）4月から令和3年（2021年）3月までの5カ年間

3 基本目標

『男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現』

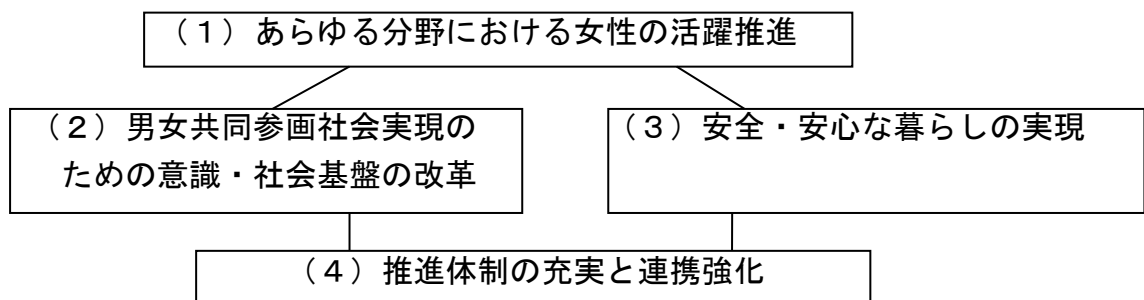
第3次熊本県男女共同参画計画の基本目標である「男女がともに自立し、支えあう社会の実現」及び、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトと位置付け策定した『熊本県女性の社会参画加速化戦略』の方向性「①固定的性別役割分担意識のない社会、②男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会、③男女が個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」を踏まえて、第4次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

4 重点目標

急激に地域社会が変化する中で、男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が重要となります。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担の解消だけではなく、長時間労働に対する男女の意識の変革、特に男性中心型労働慣行から脱却し、男性の働き方・暮らし方を抜本的に見直すとともに、子育て環境等の社会基盤も変える必要があります。

一方で、男女が互いに相手を思いやり支えあうためには、県民すべてが安全に安心して暮らせる社会の実現が必要であり、国、県及び市町村が連携するとともに、企業、県民並びに各種団体の組織的な対応が不可欠です。



5 第4次熊本県男女共同参画計画体系

【基本目標】 男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

【重点目標】	【施策の基本方向】	【主要施策】
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	① 女性の営業、企画、研究・開発等及び生産分野への進出支援 ② 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 ③ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 ④ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	① 農林水産分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 経営への女性の主体的参画の推進 ③ 女性の参画による6次産業の展開及び起業化支援
	(4)地域社会における男女共同参画の推進	① 女性の活動分野の拡大 ② 地域におけるリーダーの育成
	(5)柔軟で多様な働き方の支援	① 女性の起業支援 ② 多様な働き方による活躍促進
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	(1)意識改革に向けた広報・啓発の推進	① 固定的性別役割分担意識の解消 ② ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 ③ 男女共同参画教育の充実とキャリア教育の推進 ④ メディアにおける男女共同参画の推進
	(2)社会制度や慣行の見直し	
	(3)男性の働き方改革	① 長時間労働の見直し ② 家庭・地域への積極的参画の推進 ③ 男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援
	(4)女性の継続就労支援	① 企業等における妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備の推進 ② 企業等が実施する復帰プログラムへの支援 ③ ライフステージに応じた再就職・復職支援
	(5)子育て支援体制等の充実	① 保育所等における待機児童の解消 ② ニーズに応じた子育て支援の充実 ③ 放課後児童クラブの拡充と質の向上
3 安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	① DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 ② 性暴力被害者及びストーカー等への対応の充実 ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
	(2)生涯を通じた女性の健康支援	① ライフステージに応じた健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援
	(3)安心して暮らせる環境整備	① 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 子どもに対する共同参画社会づくりの推進 ③ 高齢者、障がい者、外国人及び性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりの推進
	(4)女性視点を反映した地域の防災力向上	① 防災分野における女性の参画拡大
4 推進体制の充実・連携強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携	① 県における推進体制づくり ② 県職員・教職員等の意識啓発 ③ 市町村における推進体制 ④ 国との連携
	(2)県民、各種団体等との連携	
	(3)国際的な協調及び貢献	

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である晩婚化及び未婚化が男女ともに進む中、令和2年(2020年)の本県の合計特殊出生率は、前年と同値の1.60であった(全国7位)。出生率の向上につなげるために、子どもを産み、育てやすい環境をつくる更なる取組が必要である。

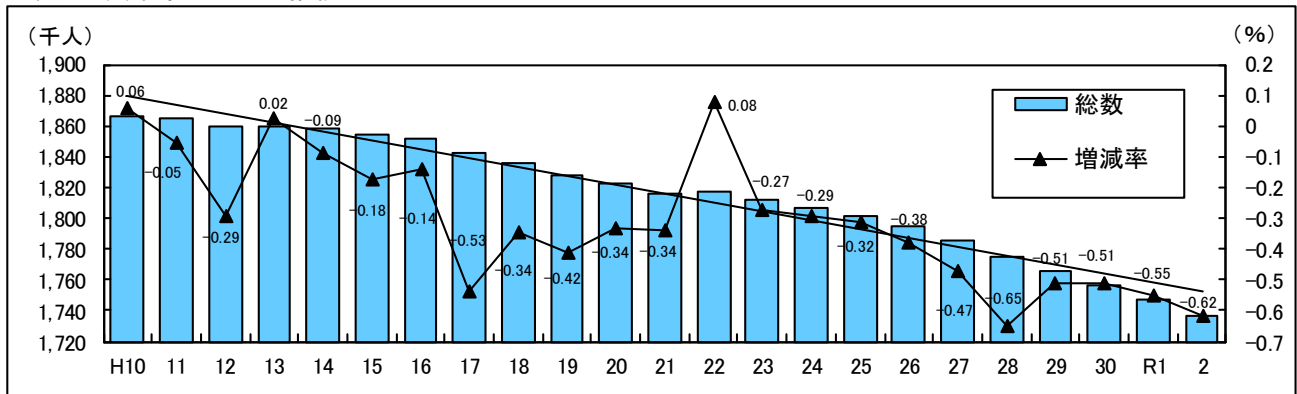
1 熊本県の人口

(1) 総人口

●人口減少は今後さらに加速

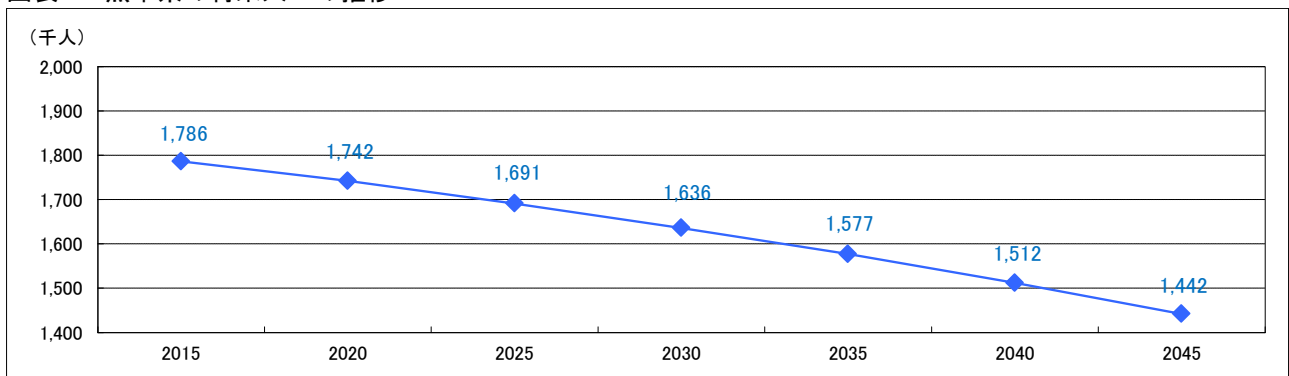
本県の総人口(推計人口調査)は、令和2年(2020年)10月1日現在、1,735,901人で、前年(1,746,740人)に比べ、10,839人減少(▲0.62%)した(図表1)。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2045年には約144万人になると見込まれている(図表2)。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和2年熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3月推計)」の出生中位・死亡中位推計人口

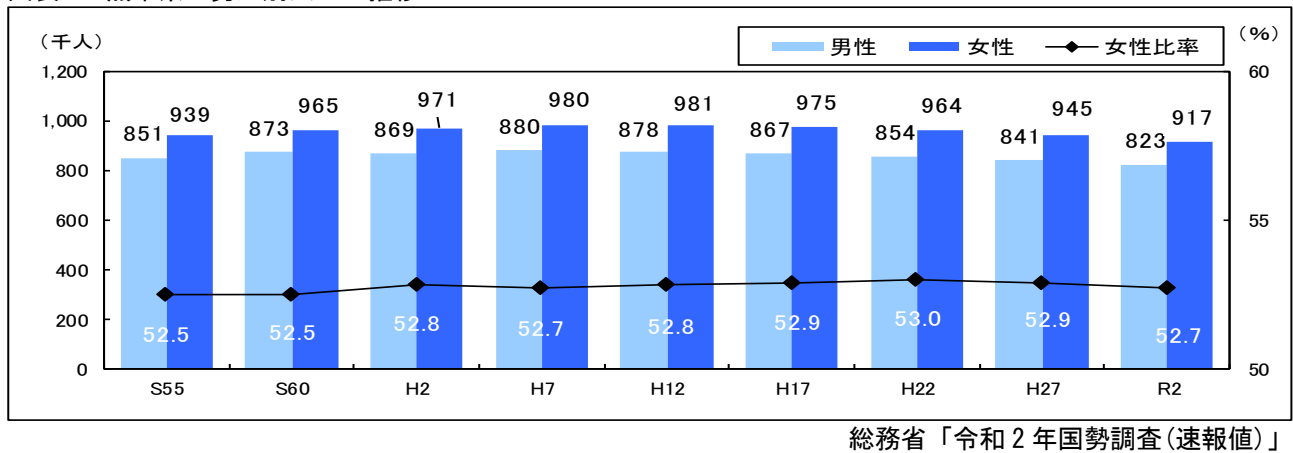
2 熊本県の人口構成

(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口（国勢調査〈速報値〉）は、令和2年(2020年)10月1日現在、男性約82万3千人、女性約91万7千人で5年前と比べ男性は約1万8千人、女性は約2万8千人減少した。男女構成比をみると、女性の割合は長期に渡り52%～53%で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

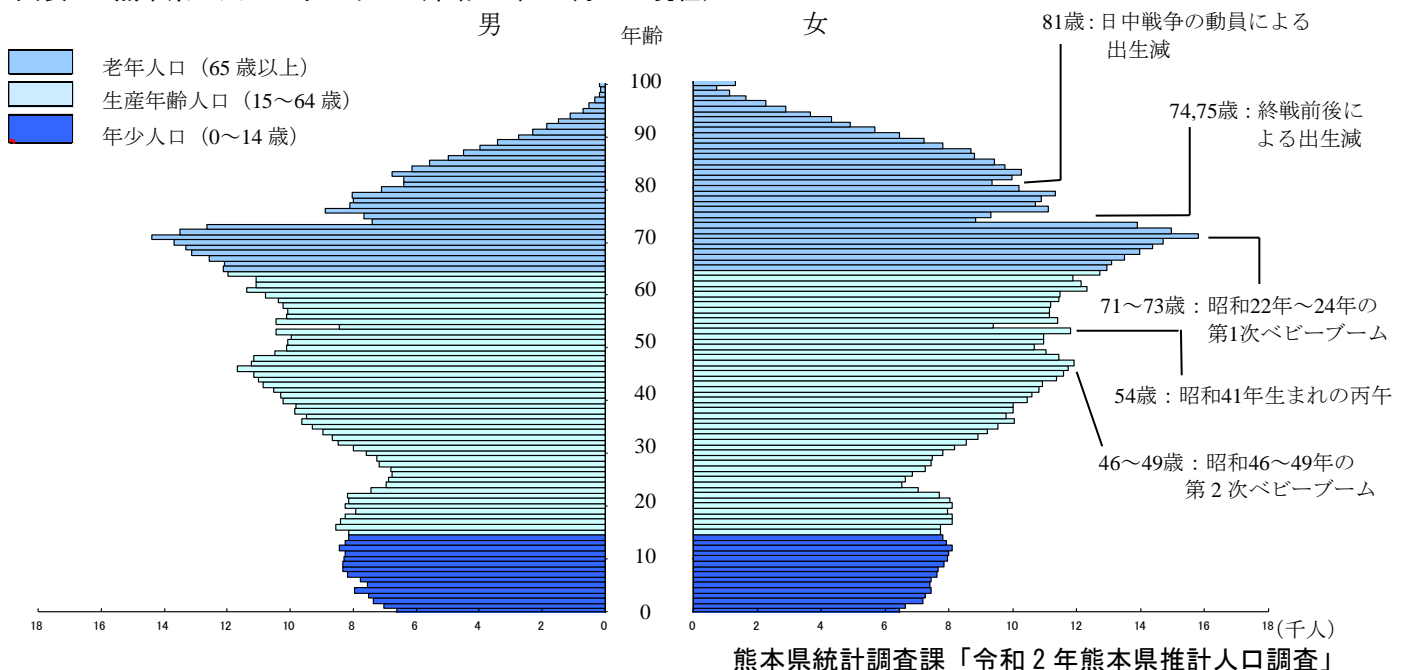


(2) 年齢別人口

●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和2年(2020年)10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、生産年齢人口は第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大や能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）



(3) 高齢化率

●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

平成27年(2015年)の本県の高齢化率は28.8%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある(図表5)。

図表5 高齢化率

	県				全国			
	H12	H17	H22	H27	H12	H17	H22	H27
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	21.3	23.7	26.0	28.8	17.3	20.1	23.1	26.6
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.8	59.0	58.5	58.1	57.6	57.3	56.7
高齢者に占める単身者の割合	13.0	14.0	14.7	16.3	13.8	15.1	15.6	17.7
高齢単身者に占める女性の割合	80.9	78.5	71.5	72.0	75.5	72.8	71.5	67.5
85歳以上に占める女性の割合	71.7	72.8	69.2	70.9	70.7	72.3	71.8	70.1

総務省「平成27年国勢調査」

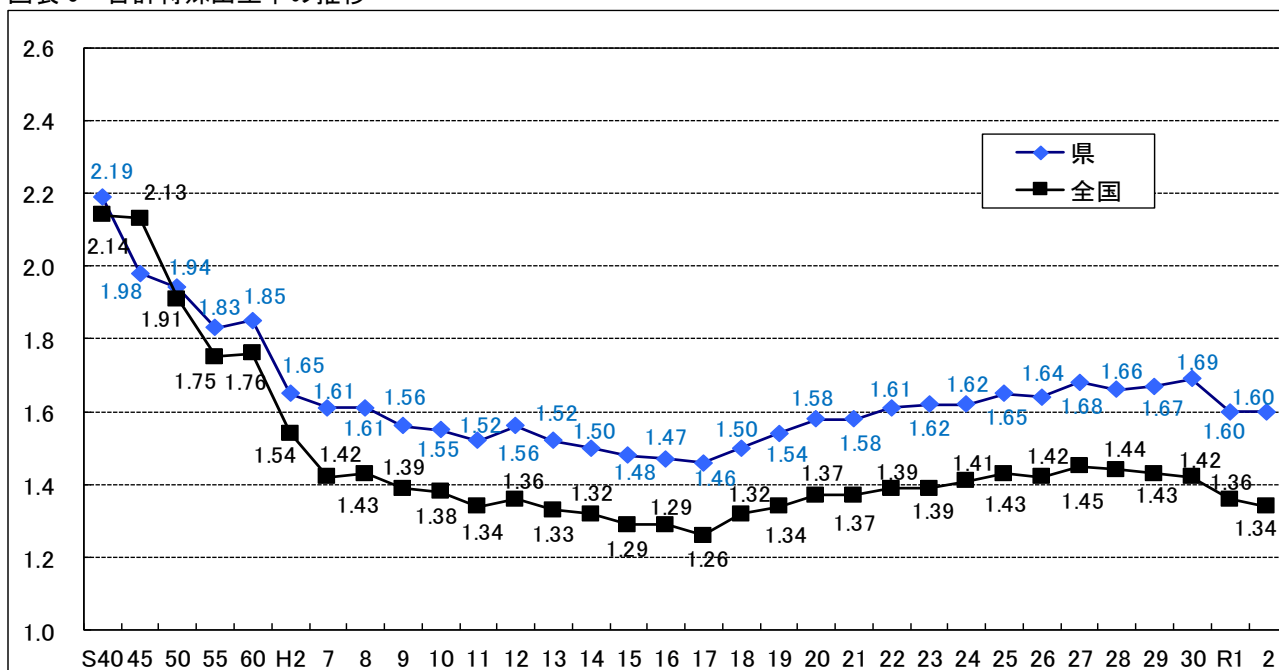
(4) 合計特殊出生率(※)

●令和元年(2019年)と同値の1.60、少子化問題への更なる取組が必要

令和2年(2020年)の本県の合計特殊出生率は、1.60で前年と同値となった(図表6)。都道府県別に見ると、沖縄県(1.86)、島根県(1.69)、宮崎県(1.68)の順となっており、本県は全国第7位(前年8位)で全国平均を0.26ポイント上回っている。

今後も子どもを産みやすく、育てやすい環境をつくり、更なる出生率の向上につながる取組が必要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

厚生労働省「令和2年人口動態調査」

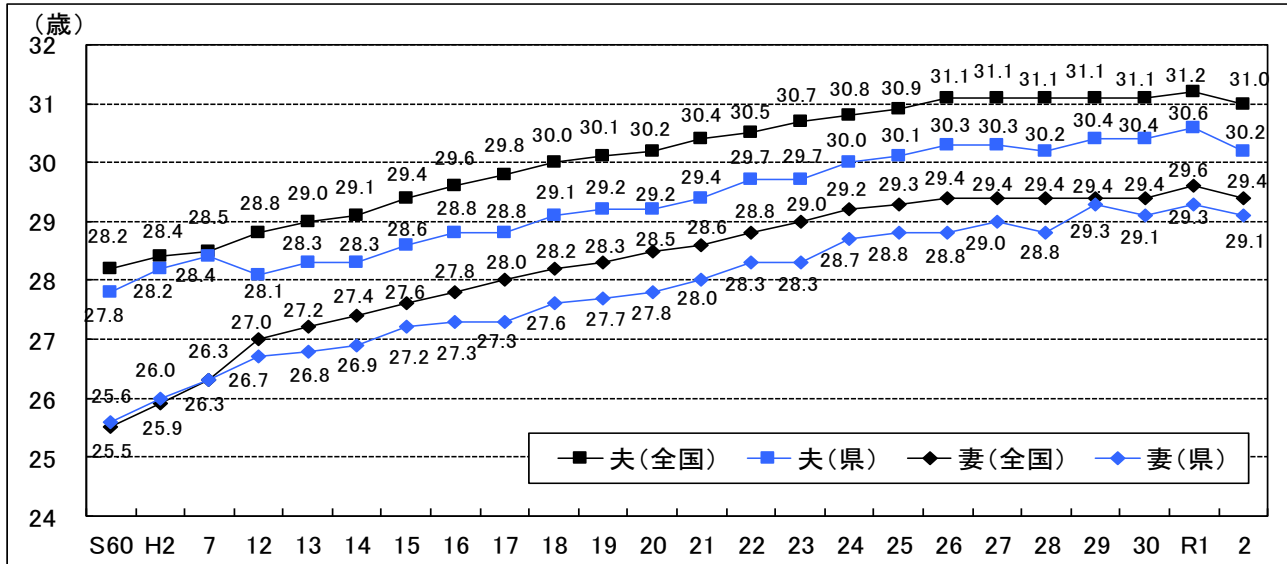
3 熊本県における結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、晩婚化が進行

前年より若干低下したものの全国的に晩婚化が緩やかに進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和2年(2020年)は男性30.2歳、女性29.1歳といずれも全国平均を下回っているものの、全国と同様の傾向にある(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

厚生労働省「令和2年人口動態調査」

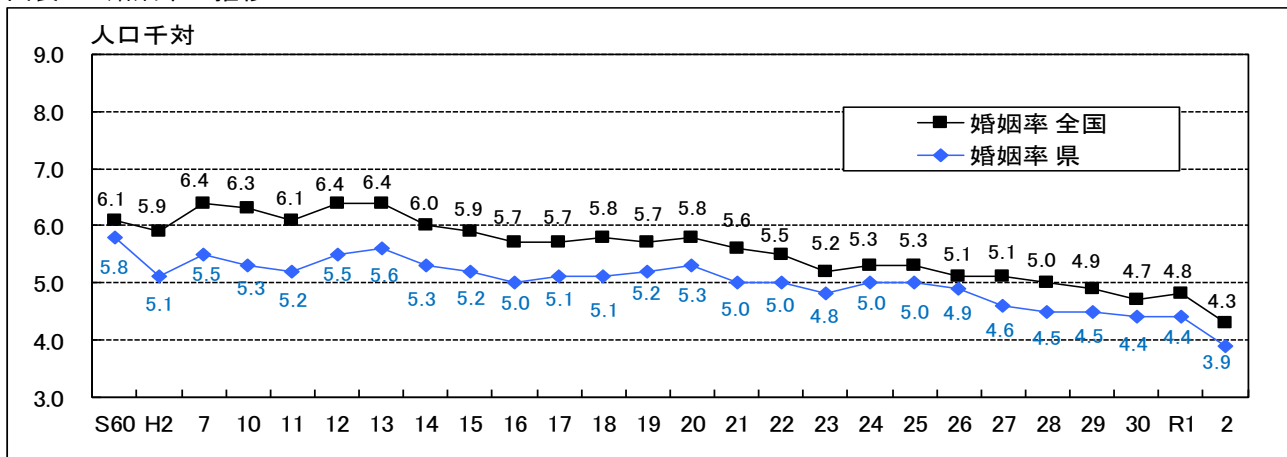
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●婚姻率は前年より0.5ポイント減少し3.9で低下傾向が続く

本県における令和2年(2020年)の婚姻率(人口千対)は前年より0.5ポイント減の3.9と低下傾向が続くとともに、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

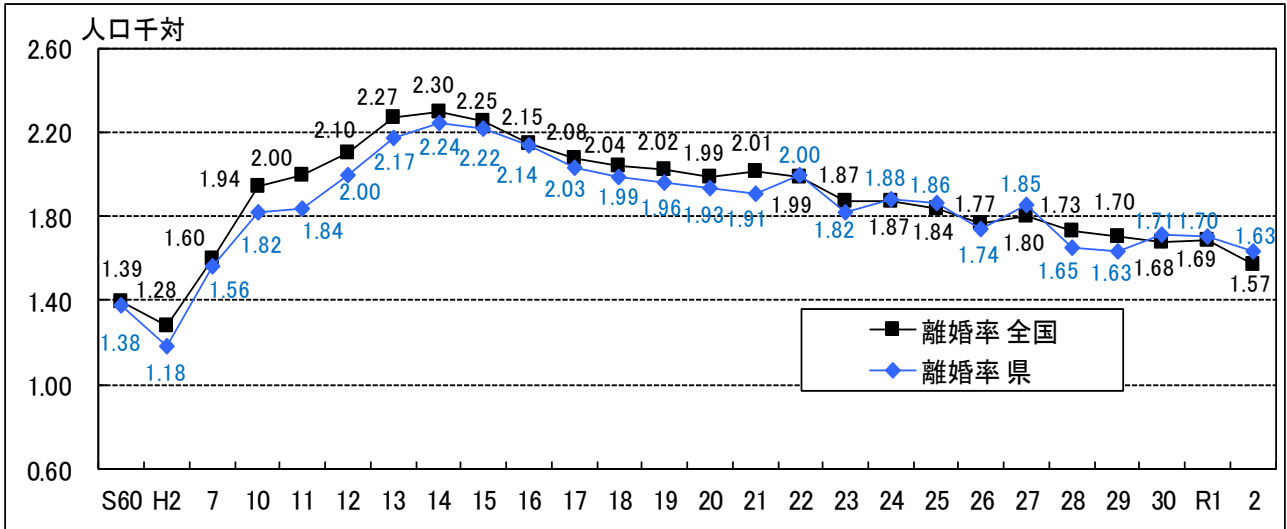
一方で、本県における令和2年(2020年)の離婚率(人口千対)は1.63と前年より0.07ポイント減となったが、全国平均をわずかに上回っている(図表9)。

図表8 婚姻率の推移



厚生労働省「令和2年人口動態調査」

図表9 離婚率の推移



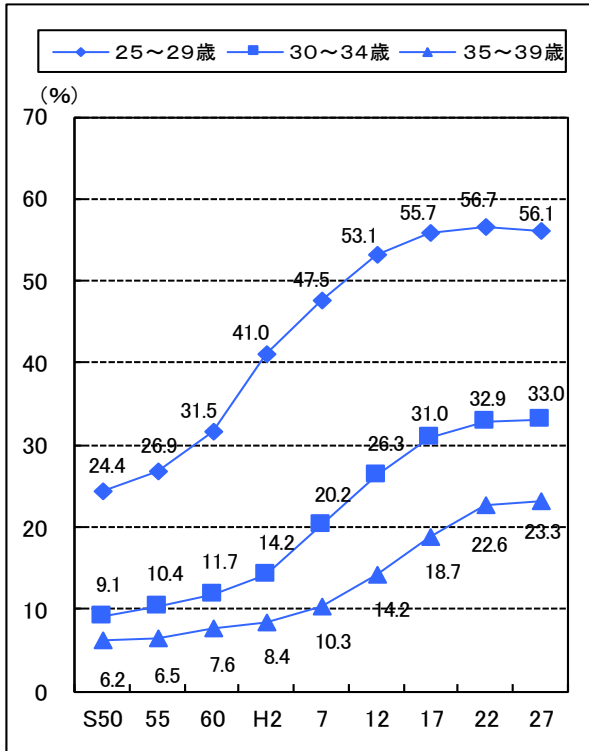
厚生労働省「令和2年人口動態調査」

●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年(1975年)と平成27年(2015年)と比較すると、男性では35~39歳の未婚率が4.8%から31.2%と6.5倍に、女性では35~39歳の未婚率が6.2%から23.3%と約3.8倍に増えている。

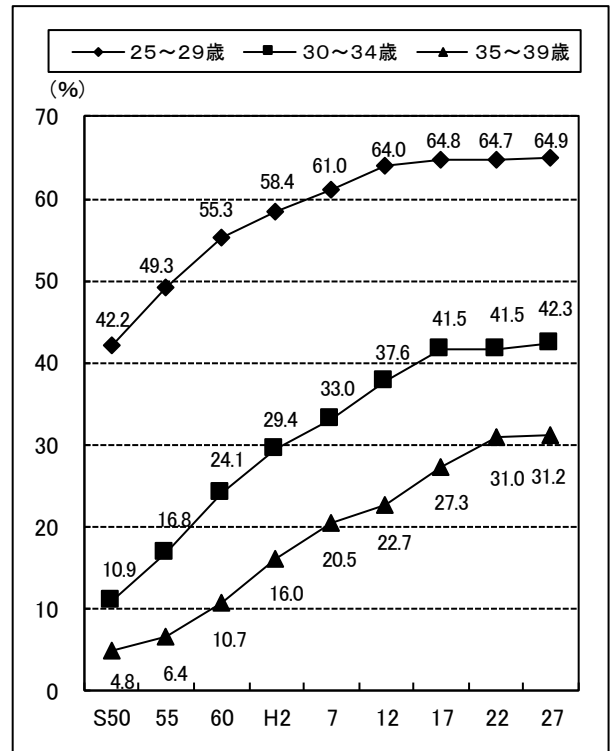
また、各年齢層で男性は女性より7~9ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



総務省「平成27年国勢調査」

図表11 熊本県の未婚率(男性)



総務省「平成27年国勢調査」

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、前年より順位を1つ上げたが、156か国中120位となった。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差は未だに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.5ポイント増の39.4%となった。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より0.5ポイント増の9.6%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より0.9ポイント減少し、25.7%となっている。
- 6 女性労働者が雇用者の約半数近くを占めるほどの増加傾向にある中で、女性労働者における非正規職員の割合は半数を占め、男性の約2.5倍となっている。

1 国際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

令和2年(2020年)12月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が189か国中19位で前回と同順位となっている。

また、令和3年(2021年)3月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、156か国中120位と前回より順位を1つ上げたが低迷している（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分であると言える。

※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.957	1	アイスランド	0.892
2	アイルランド	0.955	2	フィンランド	0.861
2	スイス	0.955	3	ノルウェー	0.849
4	香港	0.949	4	ニュージーランド	0.840
4	アイスランド	0.949	5	スウェーデン	0.823
6	ドイツ	0.947	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.945	7	ルワンダ	0.805
8	オーストラリア	0.944	8	リトアニア	0.804
8	オランダ	0.944	9	アイルランド	0.800
10	デンマーク	0.940	10	スイス	0.798
:	:	:	:	:	:
17	米国	0.926	30	米国	0.763
:	:	:	:	:	:
19	日本	0.919	102	韓国	0.687
:	:	:	:	:	:
23	韓国	0.916	120	日本	0.656
:	:	:	:	:	:

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2020」（2020年12月）及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2021」（2021年3月）より作成
測定可能な国数は、HDIは189か国、GGIは156か国

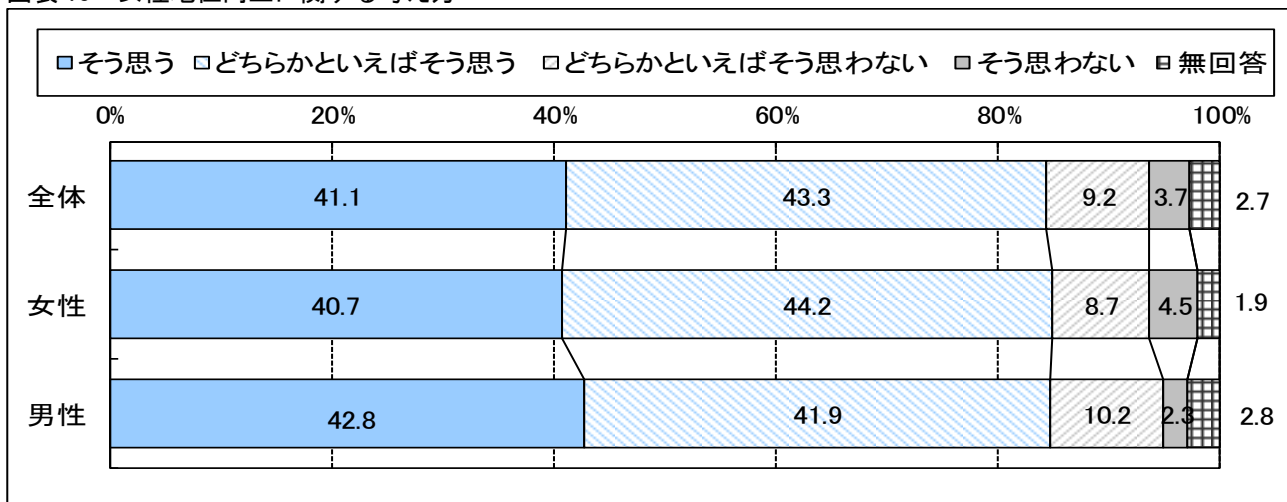
2 政策・方針決定の場における状況

(1) 女性の地位向上に関する考え方

●男女ともに8割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（H26.11実施）から6.9%増加し84.4%となった（図表13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

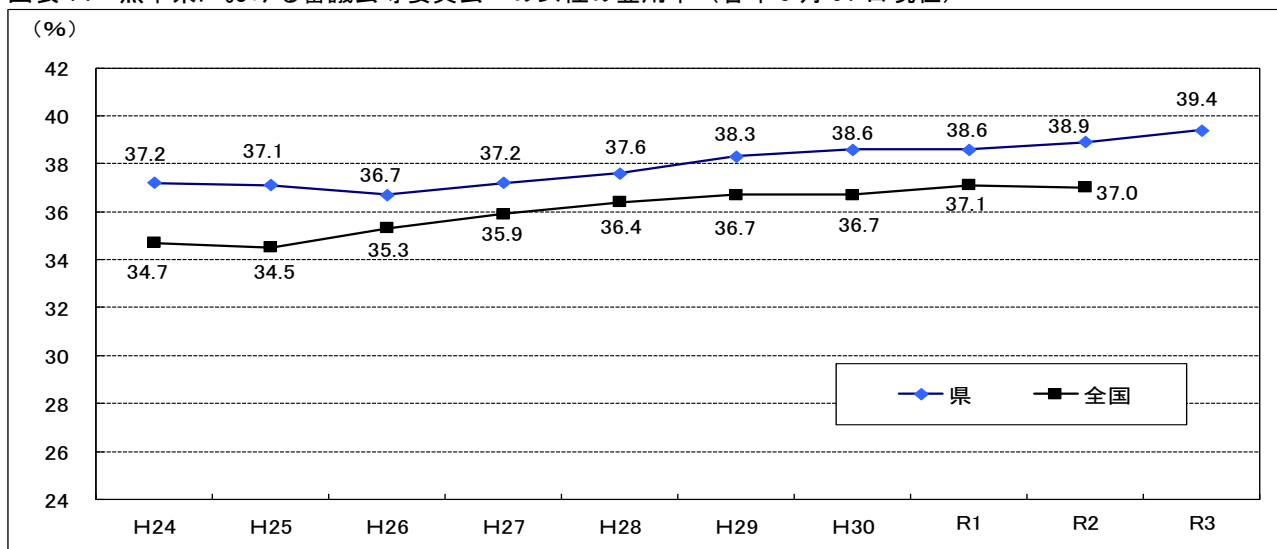
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は前年より0.5ポイント増の39.4%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和3年(2021年)3月31日現在、前年より0.5ポイント増加の39.4%となった(図表14)。

市町村においては、令和3年(2021年)3月31日現在、22.9%と前年より0.8ポイント増加したものの低い状況にあるため、女性登用率向上に向けては、目標値設定や積極的な女性登用などを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率(各年3月31日現在)

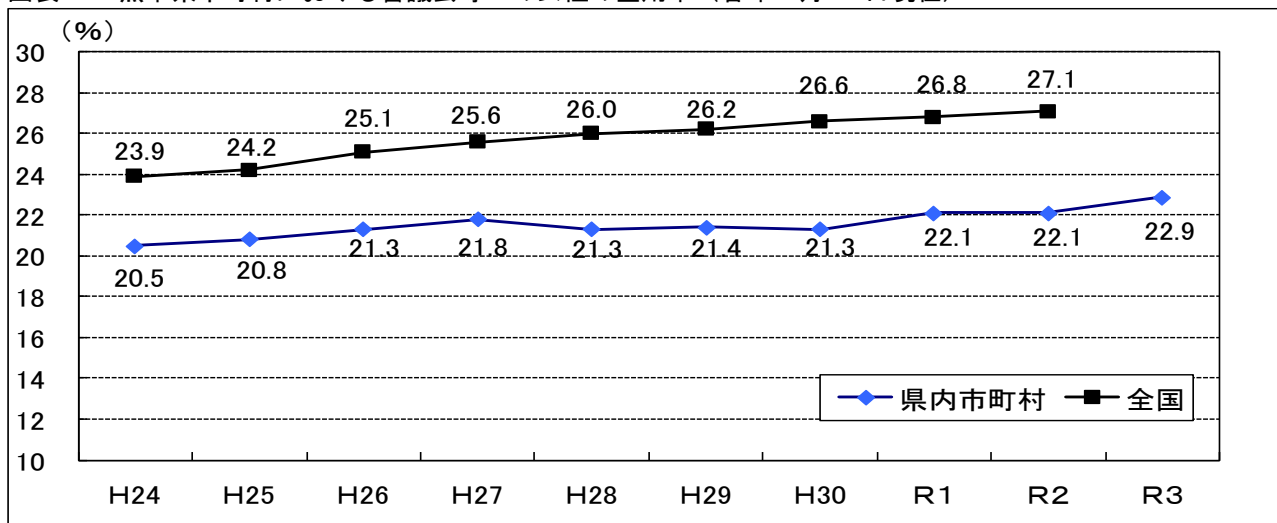


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、令和3年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和3年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

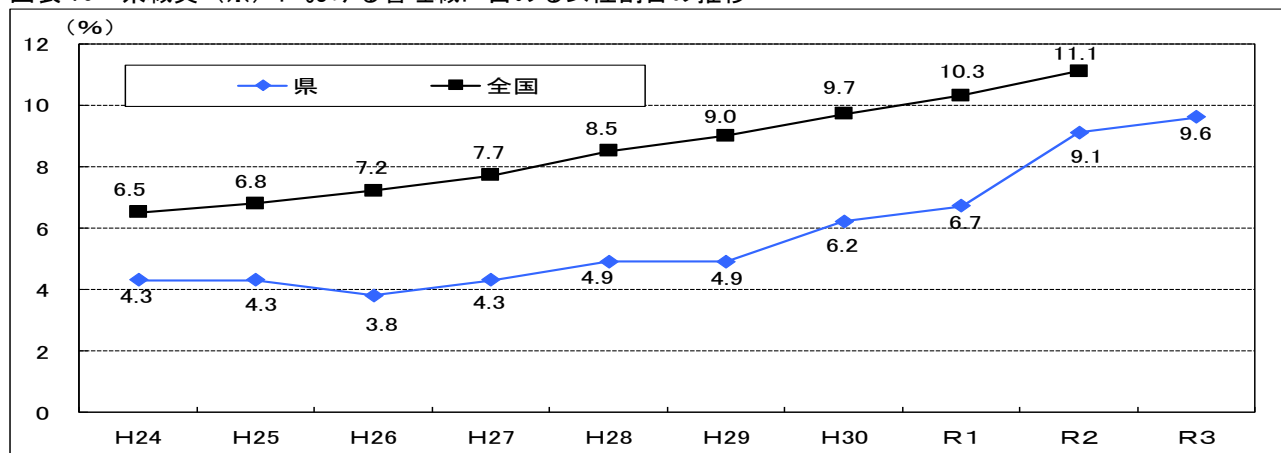
(3) 熊本県における女性の参画状況

●管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は増加

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和3年(2021年)4月1日現在、前年より0.5ポイント増の9.6%となった（図表16）。

なお、令和3年(2021年)4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で33.3%、知事部局のみで32.3%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上

※令和3年の全国の数値は、調査結果が出ていないため空欄

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

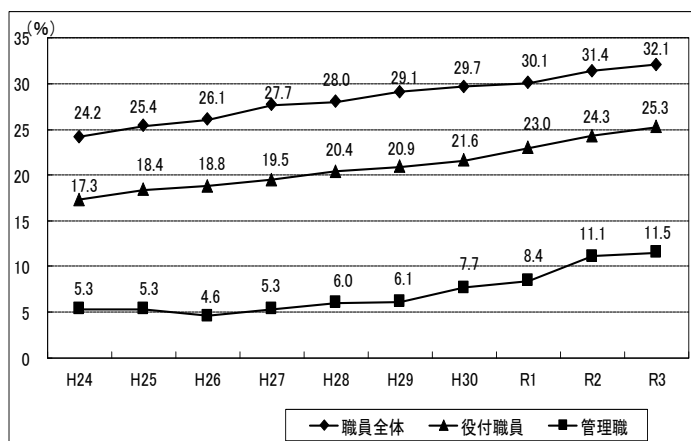
県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.4ポイント増の11.5%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より1.0ポイント増の25.3%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較（各年4月1日現在）

(%)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
熊本県	25.6	25.0	29.7	38.9	33.1	32.4	34.4	39.0	38.5	33.3
全国	30.3	30.3	32.6	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3	36.6	—
【参考】知事部局	38.3	32.7	39.7	42.3	42.3	42.0	38.1	40.9	38.5	32.3

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※全国の数値は、令和3年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

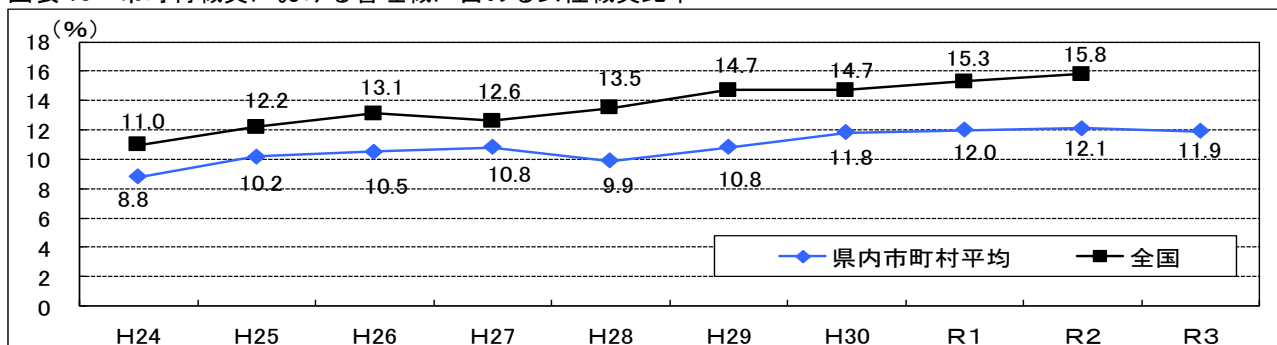
(4) 市町村における女性の参画状況

●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和3年(2021年)4月1日現在、県内市町村平均で11.9%となり、前年度より0.2ポイント減少した(図表18)。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、前年度より6.4ポイント減少し38.6%となった(図表19)。

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理または監督の地位にある職員）のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義） 概ね課長級以上が該当

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和3年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

採用区分	H27			H28			H29			H30			R1			R2			R3		
	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合
大学卒業程度	275	90	32.7%	306	121	39.5%	266	89	33.5%	251	100	39.8%	296	99	33.4%	250	103	41.2%	203	76	37.4%
短大卒業程度	57	43	75.4%	45	39	86.7%	30	28	93.3%	21	20	95.2%	40	33	82.5%	35	28	80.0%	25	16	64.0%
高校卒業程度	121	43	35.5%	144	55	38.2%	149	53	35.6%	185	86	46.5%	148	52	35.1%	168	73	43.5%	181	66	36.5%
計	453	176	38.9%	495	215	43.4%	445	170	38.2%	457	206	45.1%	484	184	38.0%	453	204	45.0%	409	158	38.6%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

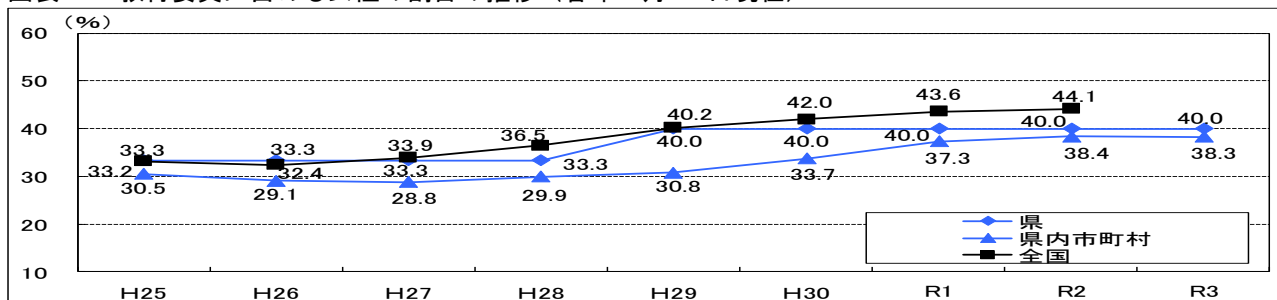
(5) 教育分野における女性の参画状況

●本県教育委員に占める女性の割合は40.0%

本県の教育委員は、5人中女性は2人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は38.3%となり、前年より0.1ポイント減少した(図表20)。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



※県教育委員の総数は、平成28年までは6名、平成29年からは5名

※全国の数値は都道府県の平均値であり、令和3年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

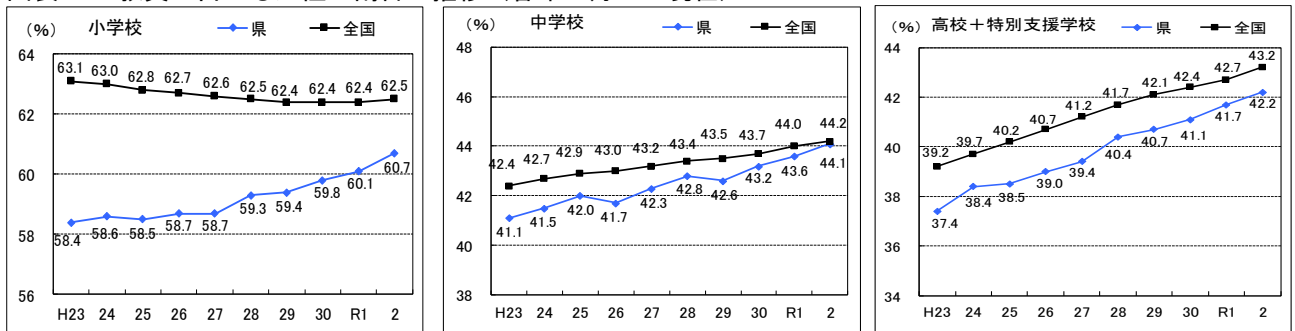
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、全ての校種において全国平均を下回っている

公立学校教員に占める女性の割合は、令和2年度(2020年度)は小学校が60.7%、中学校が44.1%、高校・特別支援学校は42.2%となり、全国平均に近づきつつある(図表21)。

また、管理職(校長、副校長、教頭)の女性比率は、令和2年度(2020年度)は小学校19.2%、中学校8.4%、高校・特別支援学校12.1%と全ての校種で増加したが、全国平均を下回っている(図表22)。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を行い、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体で56.3%となり前年度より0.1ポイント増加した(図表23)。

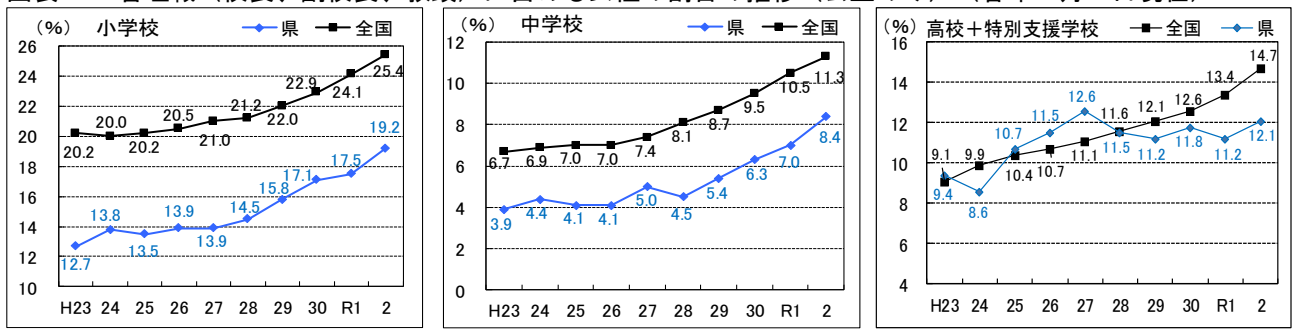
図表21 教員に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)



※公立学校の教員(本務者)を集計

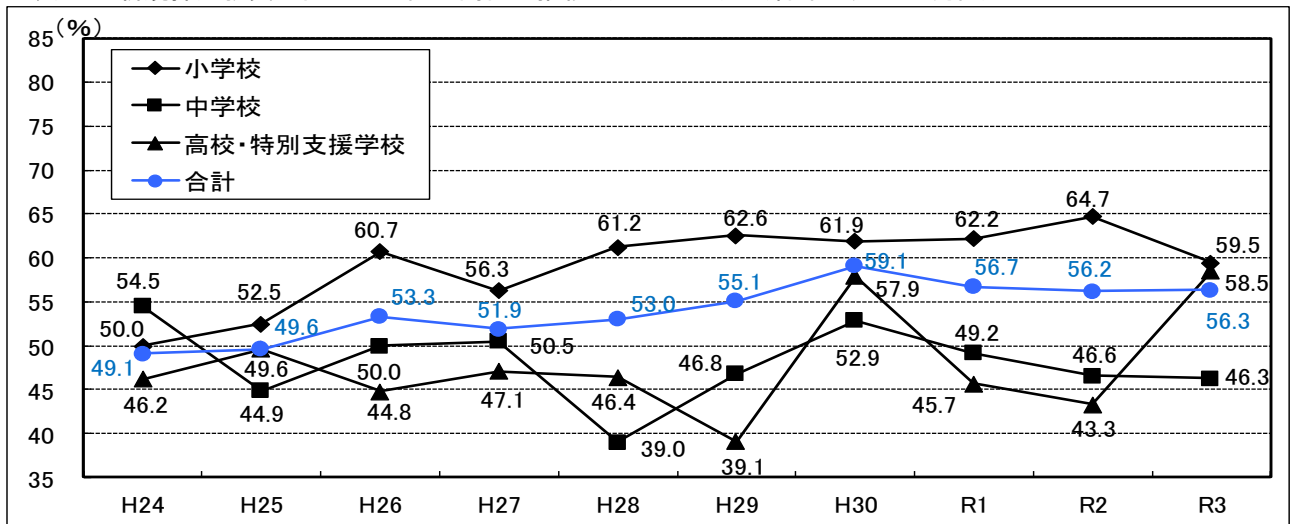
文部科学省「令和2年度学校基本調査」

図表22 管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年5月1日現在)



文部科学省「令和2年度学校基本調査」

図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年4月1日現在)



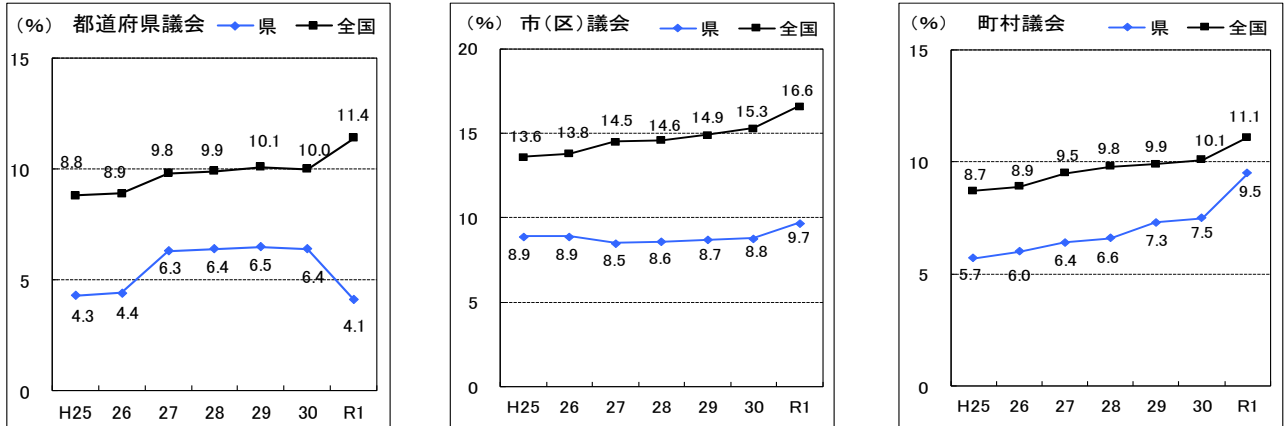
男女参画・協働推進課調べ

(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会における女性議員比率は前年から減少、市、町村議会では前年から増加したが割合は10%未満であり、いずれも全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



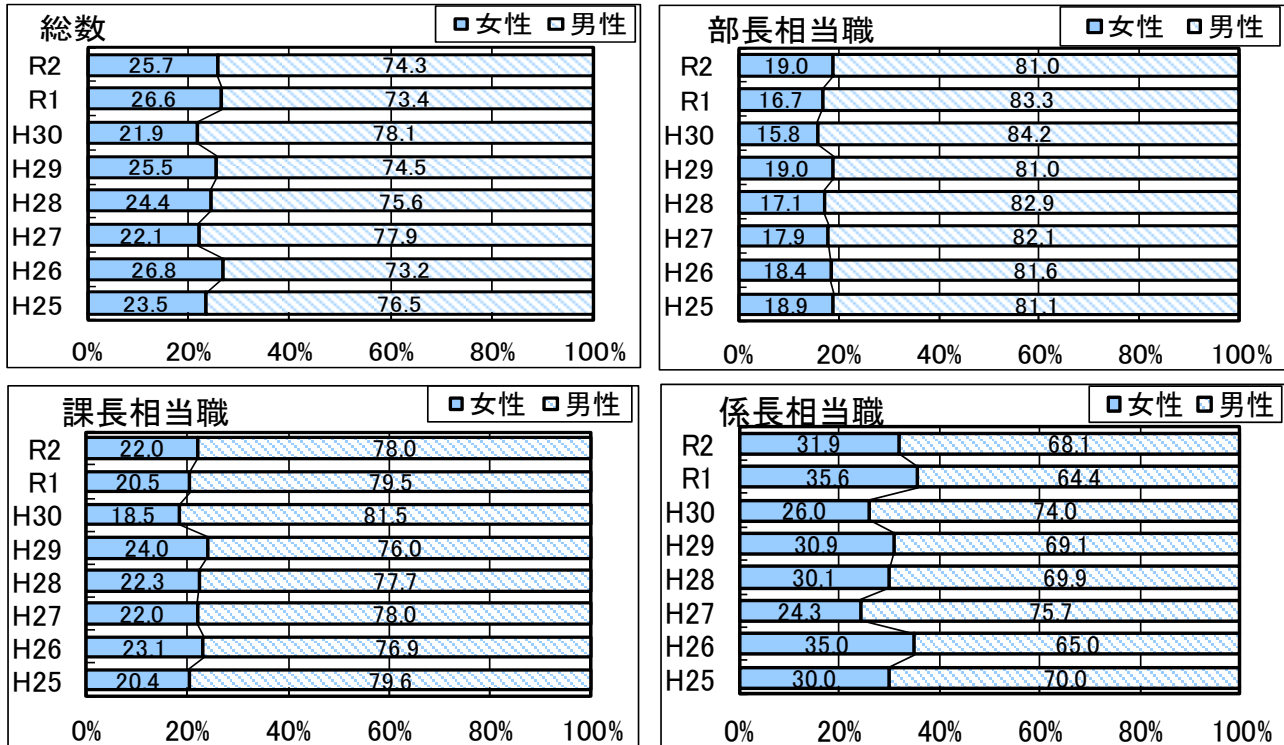
内閣府「令和2年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は25.7%で、前年比0.9ポイント減少

県内事業所における管理職に占める女性の割合は、部長相当職及び課長相当職の職階で増加したが、全体では25.7%となり前年より0.9ポイント減少した。（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「令和2年熊本県労働条件等実態調査」

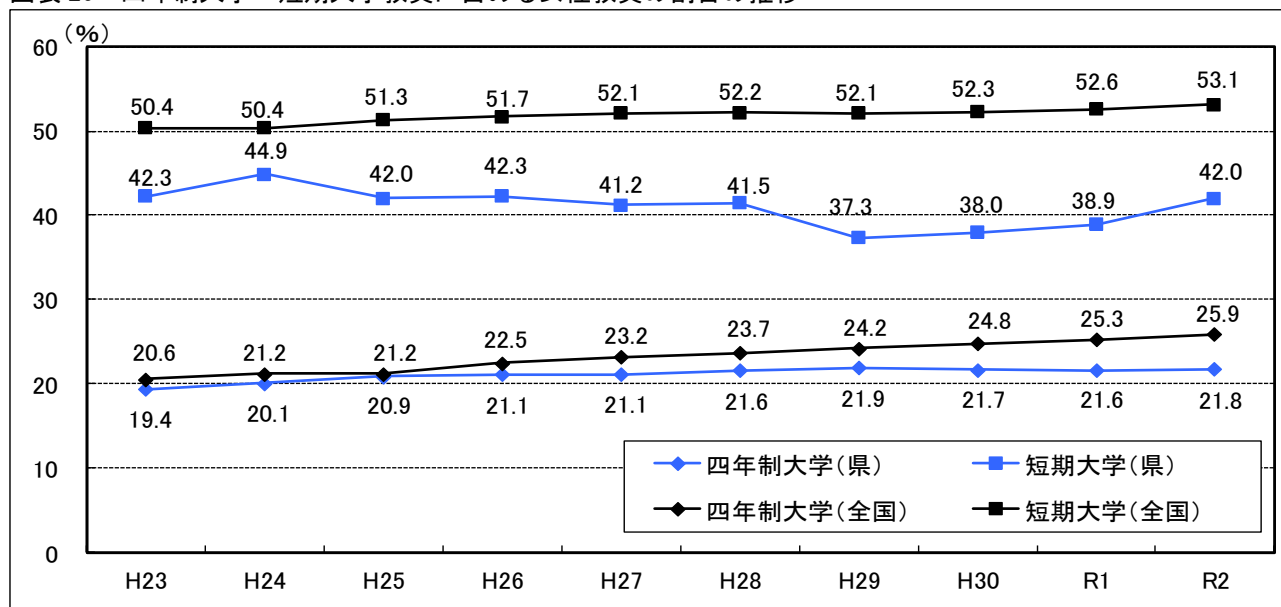
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均を下回る

本県の四年制大学における女性教員の割合は、21.8%と前年度より0.2ポイント増加したが、依然として全国平均をやや下回っている。

また、短期大学においては、42.0%と前年度よりも3.1ポイント増加したものの、依然として全国との差は開いている（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和2年学校基本調査」

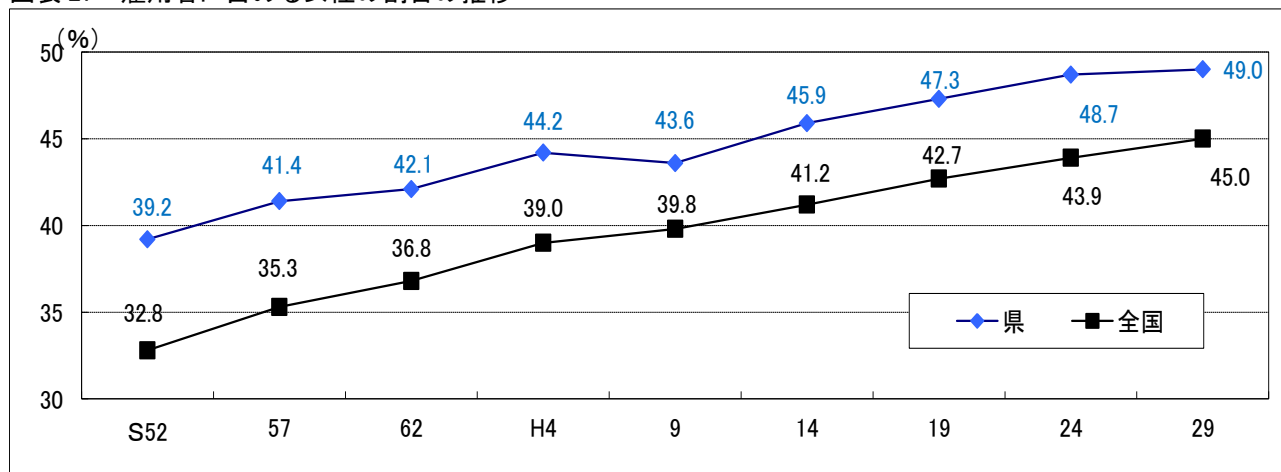
3 就業・雇用分野における状況

(1) 雇用者に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成29年(2017年)には49.0%と、雇用者の半数近くが女性となった（図表27）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「平成29年就業構造基本調査」

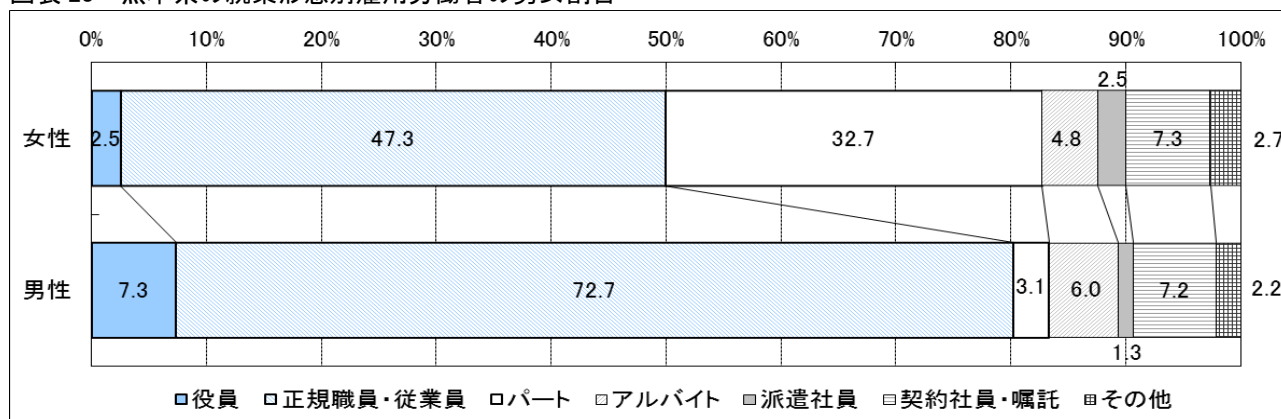
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者のうち、非正規職員の割合は約半分

本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性 72.7%に対し女性 47.3%となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分以上を占めている（図表 28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表 28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



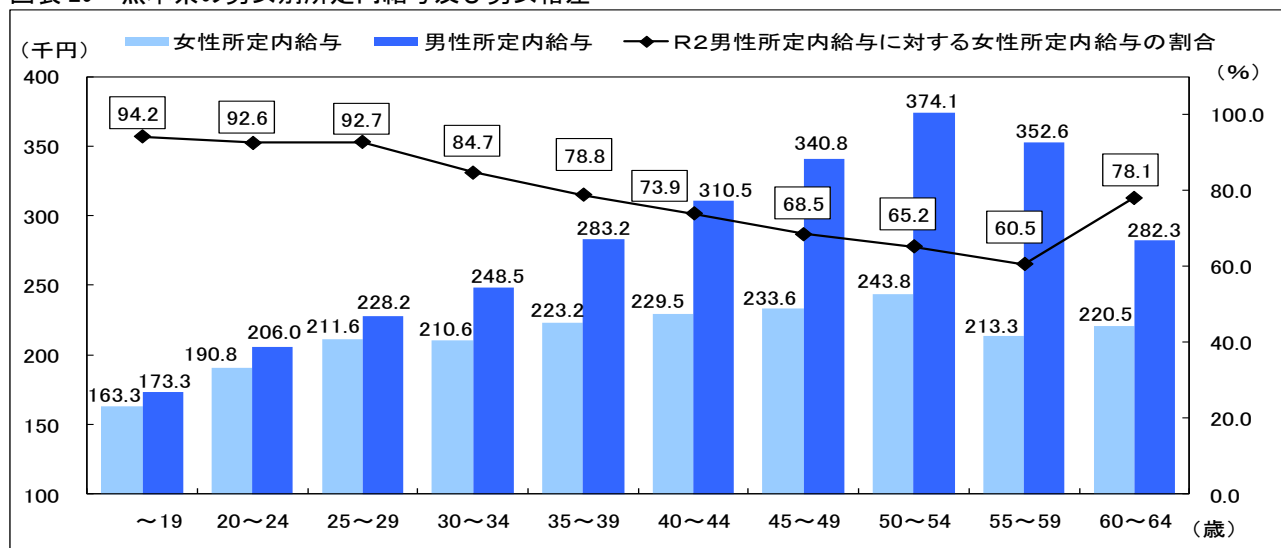
総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

(3) 男女別所定内給与

●男性と女性の給与の割合は 30 歳代から差が開きはじめる

10 歳代、20 歳代では、女性の所定内給与と男性の所定内給与との差は比較的小さいが、30 歳代から差が開き始める。また、男性の所定内給与は 50～54 歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は 20 歳代後半以降ほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える 50～54 歳の所定内給与では、男性 374.1 千円に対し女性 243.8 千円と 130.3 千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる（図表 29）。

図表 29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



※所定内給与：定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

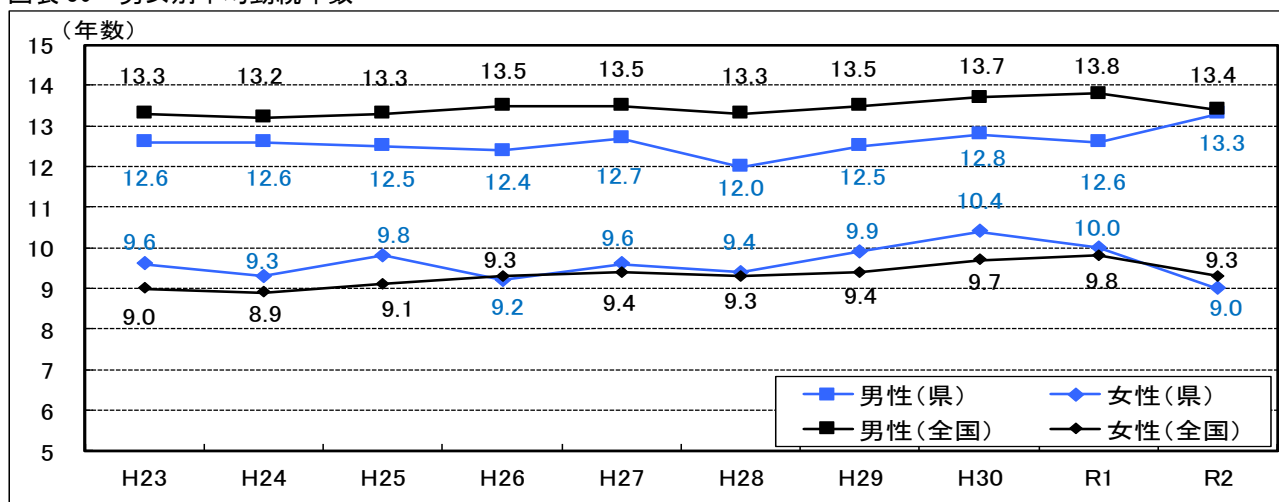
厚生労働省「令和 2 年賃金構造基本統計調査」

(4) 男女別勤続年数

●本県の女性の平均勤続年数は減少

男女の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より1.0年減の9.0年、男性は0.7年増の13.3年となり、その差は4.3年と拡大した。新型コロナウイルス感染症の影響も考えられることから、引き続き注視するとともに、女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である(図表30)。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員は横ばい、農業委員の割合は年々増加傾向にあるものの依然として低い

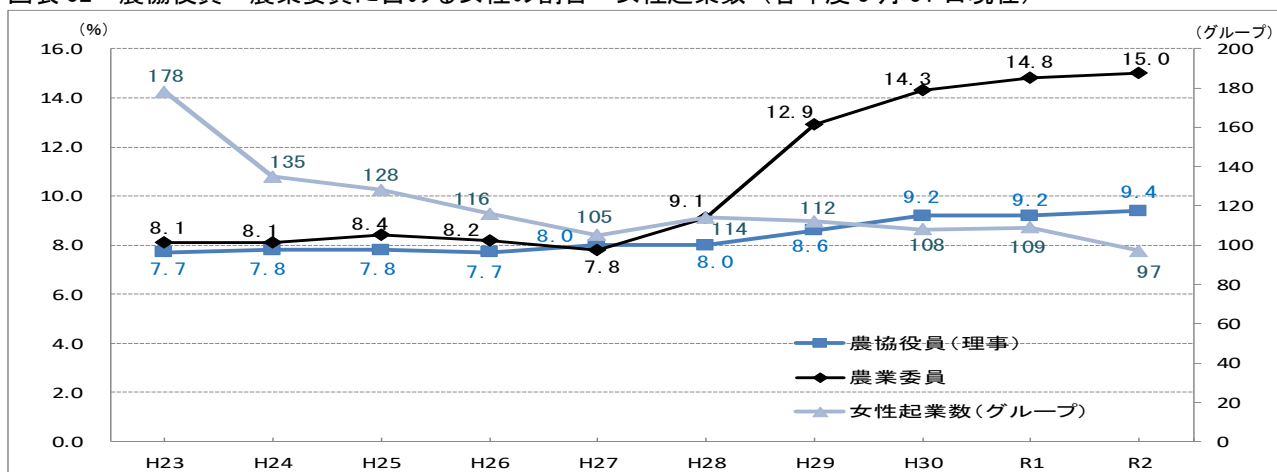
農業就業人口に占める女性の割合は46.0%とほぼ半数に達しており、重要な担い手となっている。また、家族経営協定農家数は過去最高の数値となり、女性が経営に参画できる環境が少しずつ整えられている。

一方で、農協役員及び農業委員に占める女性の割合はそれぞれ9.4%、15.0%と増加したが、就業比率からすると依然として低い(図表31~33)。本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定への女性の参画を加速化していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

	調査時点	女性の割合	出典
農業就業人口	H27.2.1	46.0%	H27農林業センサス
林業就業者	H27.10.1	14.3%	H27年度国勢調査
漁業就業者	H30.11.1	22.2%	H30漁業センサス

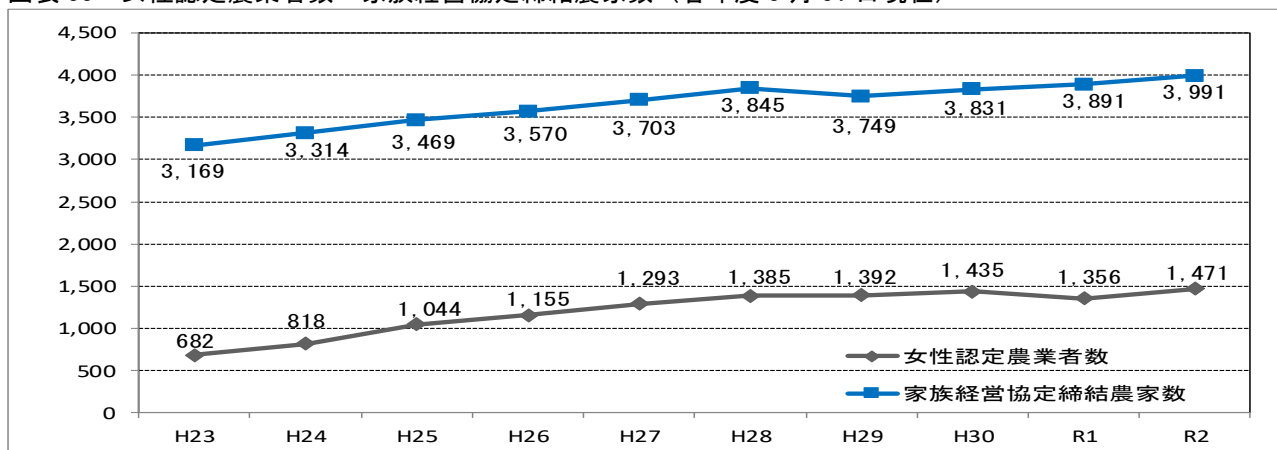
図表32 農協役員・農業委員に占める女性の割合・女性起業数(各年度3月31日現在)



※農業委員において平成27年度以前は9月1日現在

熊本県団体支援課、農地・担い手支援課調べ

図表33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数(各年度3月31日現在)



熊本県農地・担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、令和3年(2021年)4月時点の自治会長に占める女性の割合は、3.5%と依然として低い状況のまま推移している。また、PTA会長に占める女性の割合は、特別支援学校を含め12.1%と増加傾向ではあるが、方針決定過程への女性の参画は十分ではない(図表34)。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表34 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
自治会長	H24.4現在	4,544	100	2.2%	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H25.4現在	4,647	120	2.6%	
	H26.4現在	4,558	121	2.7%	
	H27.4現在	4,461	115	2.6%	
	H28.4現在	4,606	111	2.4%	
	H29.4現在	4,616	129	2.8%	
	H30.4現在	4,572	129	2.8%	
	H31.4現在	4,575	136	3.0%	
	R2.4現在	4,558	151	3.3%	
	R3.4現在	4,488	155	3.5%	
PTA会長	H24.6現在	624	33	5.3%	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校 ※H31.4より特別支援学校含む
	H25.6現在	606	36	5.9%	
	H26.6現在	632	44	7.0%	
	H27.6現在	589	43	7.3%	
	H28.6現在	596	39	6.5%	
	H29.4現在	596	39	6.5%	
	H30.4現在	566	48	8.5%	
	H31.4現在	567	70	12.3%	
	R2.6現在	561	65	11.6%	
	R3.4現在	564	68	12.1%	
民生委員・児童委員	H24.4現在	4,092	2,465	60.2%	熊本県健康福祉政策課調べ(～H28) 熊本県社会福祉課調べ(H29～)
	H25.4現在	4,072	2,462	60.5%	
	H26.4現在	4,080	2,485	60.9%	
	H27.4現在	4,100	2,509	61.2%	
	H28.4現在	4,095	2,524	61.6%	
	H29.4現在	4,097	2,578	62.9%	
	H30.4現在	4,106	2,588	63.0%	
	H31.4現在	4,107	2,601	63.3%	
	R2.4現在	4,070	2,651	65.1%	
	R3.4現在	4,068	2,663	65.5%	

II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については逡減しているが依然として残っている。男性も女性も性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスにより、男女ともに育児、介護、地域活動、自己啓発のための時間を確保することが可能になる。このため、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備していく必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 県民の6割近くが「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、過去最高の79.9%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は短い。
- 4 県内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の取組内容は、「休暇取得の促進」が66.3%と最も高い状況となっている。
- 5 育児休業取得率は、女性は前年より0.4ポイント増の96.3%となった。男性は2.1ポイント増の7.0%となったが、依然として低い状態となっている。

1 県民の男女共同参画に対する意識

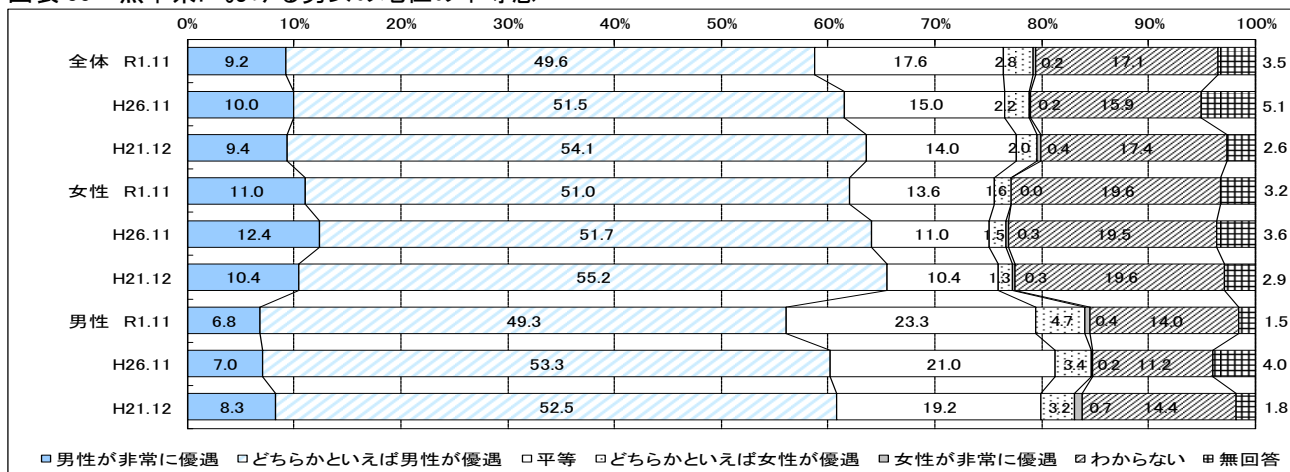
(1) 男女の地位の平等感

●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として58.8%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が58.8%で、前回調査（H26.11実施）より2.7ポイント減少、「平等」と考えている人の割合も2.6ポイント増加しているものの、依然として男女ともに未だ6割近くの人が男性優遇の社会であると考えている（図表35）。

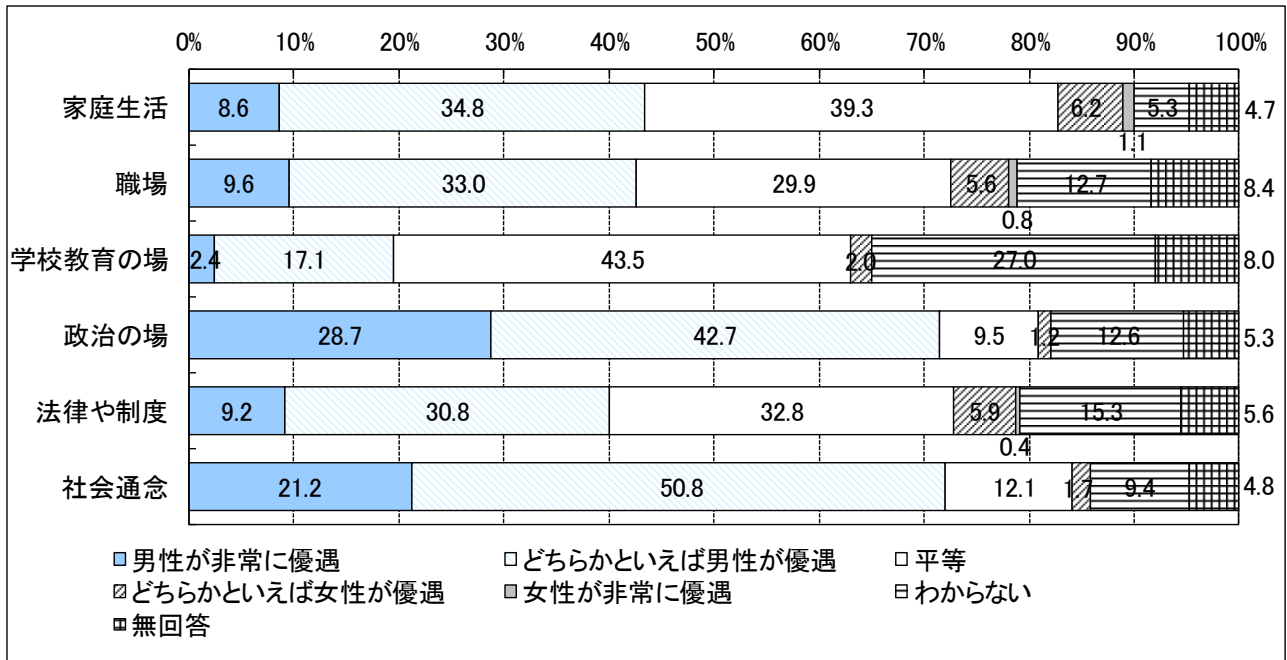
分野別にみると「社会通念」、「政治の場」では7割以上、「職場」、「家庭生活」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の72.0%が男性の方が優遇されていると感じている。また、「学校教育の場」では43.5%が平等と感じている一方で、男性優遇と感じる人は19.5%となっている（図表36）。

図表35 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

図表 36 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

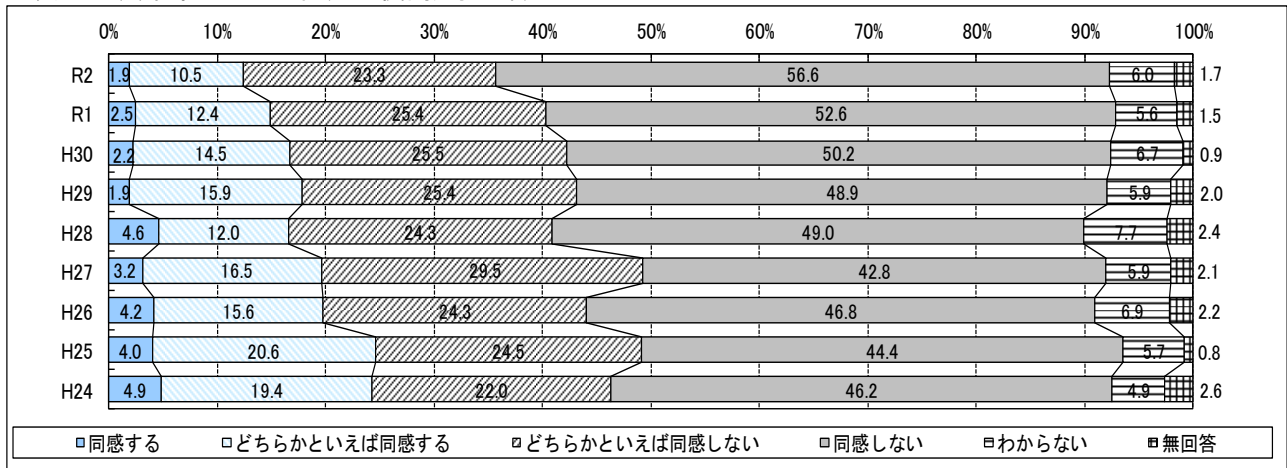
（２） 固定的性別役割分担意識

● 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人は79.9%と過去最高

令和2年(2020年)県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より1.9ポイント増加し、過去最高の79.9%となった(図表37)。

また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は12.4%で、前年調査より2.5ポイント減少した。「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合がさらに継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある。

図表 37 熊本県における固定的役割分担意識

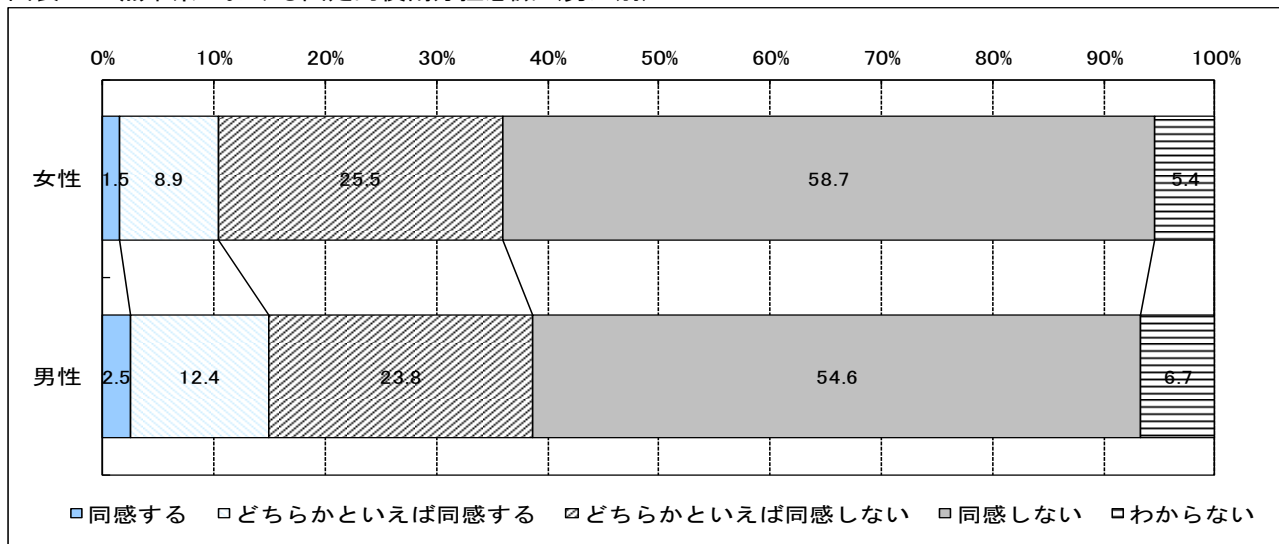


熊本県企画課「2020年 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 10.4%、男性 14.9%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを今後も啓発していく必要がある(図表 38)。

図表 38 熊本県における固定的役割分担意識(男女別)

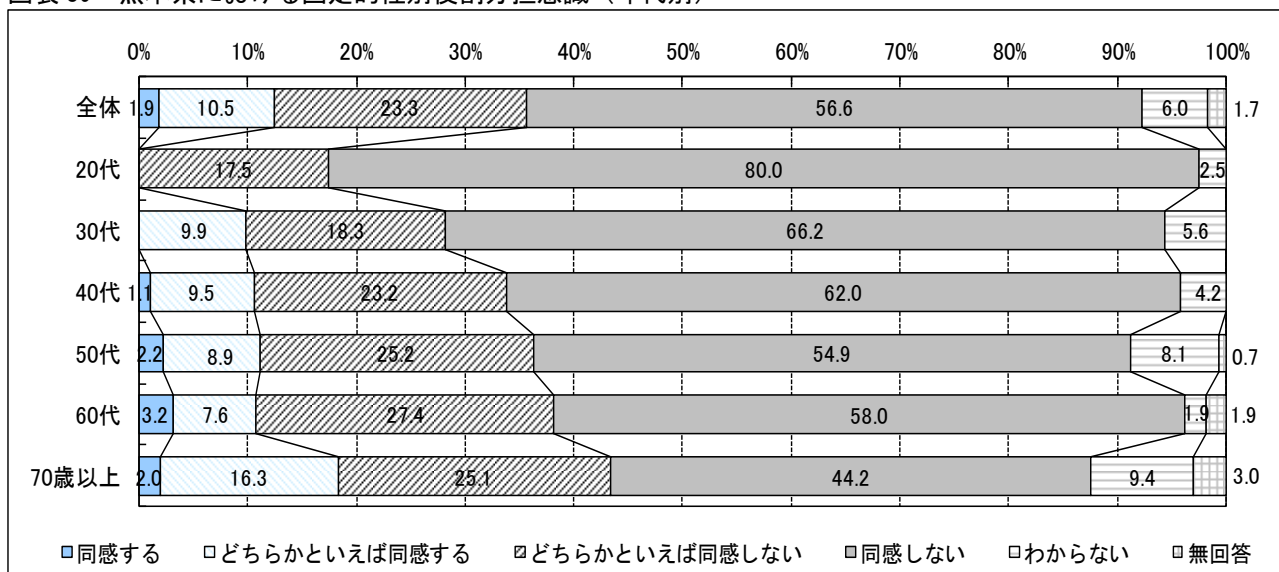


熊本県企画課「2020年県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担に「同意する」又は「どちらかといえば同意する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く18.3%

「同意する」又は「どちらかといえば同意する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く、18.3%となっている。20歳代~40歳代に関しては回答数が少なく慎重に分析する必要があるものの、30歳代~60歳代で「同意する」又は「どちらかといえば同意する」と答えた人の割合が10%程度あり、肯定意識が根強く残る(図表 39)。

図表 39 熊本県における固定的性別役割分担意識(年代別)



※20代~40代に関しては分析にあたり必要な回答数を割り込んでおり、統計上の誤差が生じることが考えられるため、参考数値として掲載している。

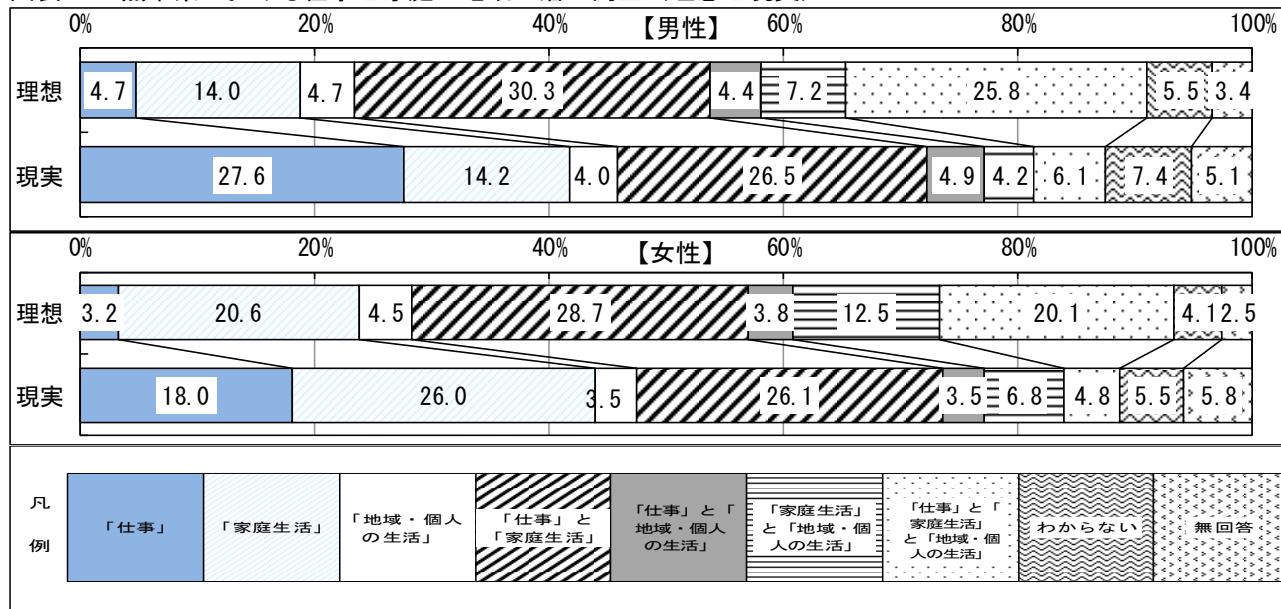
熊本県企画課「2020年県民アンケート調査」

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

●仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実には仕事又は家庭生中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が高いが、現実には、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表 40）。

図表 40 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



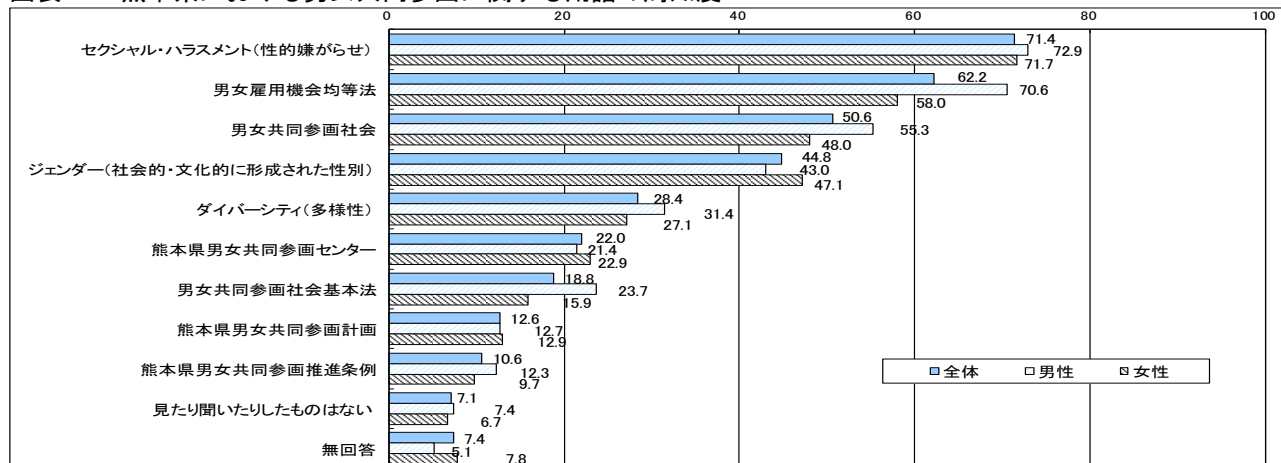
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

●「男女共同参画社会」という用語を半数が知らず、条例、計画の周知も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が 71.4%と最も高くなっており、続いて「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が 44.8%、「ダイバーシティ（多様性）」が 28.4%となっている。また、条例や計画の周知度は 10%程度であり、「見たり聞いたりしたものは 1 つもない」と回答した人の割合は 7.1%となった（図表 41）。

図表 41 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

2 教育における状況

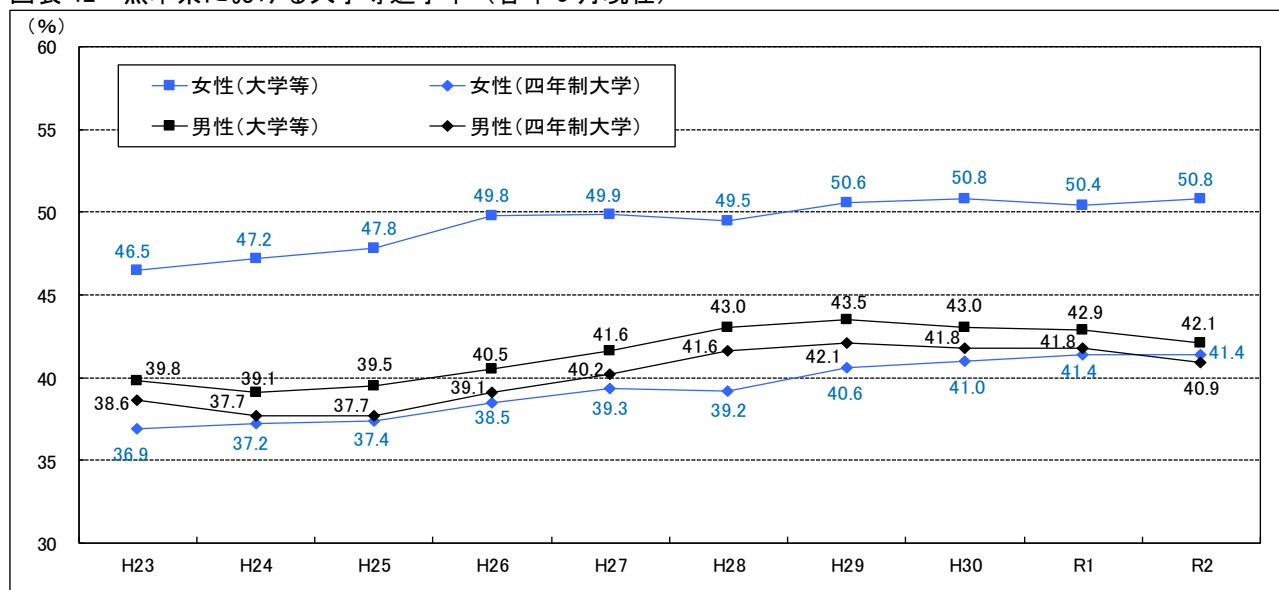
(1) 大学等進学率(※)

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は、女性が前年より0.4ポイント増の50.8%、男性は0.8ポイント減の42.1%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年と同値の41.4%、男性は前年から0.9ポイント減の40.9%となっている(図表42)。

図表42 熊本県における大学等進学率(各年3月現在)



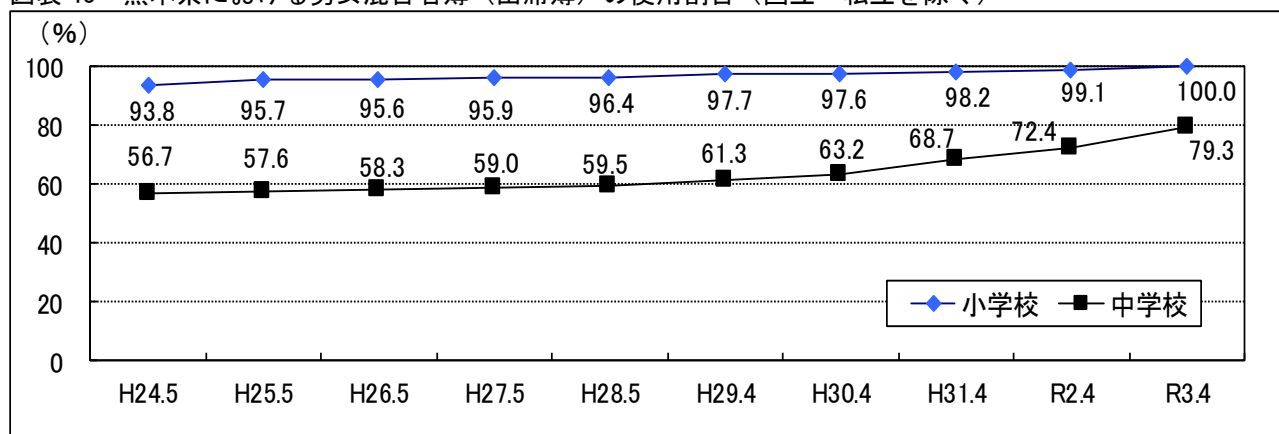
※大学等進学率=大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率(中等教育学校(後期課程)卒業者は含まず)
文部科学省「令和2年度学校基本調査」

(2) 男女混合名簿(出席簿)の使用状況

●小学校では全校、中学校の約8割で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和3年(2021年)4月現在、小学校は100%実施、中学校で79.3%と昨年より6.9ポイント増えており、毎年増加している(図表43)。

図表43 熊本県における男女混合名簿(出席簿)の使用割合(国立・私立を除く)



※義務教育学校は中学校に含む

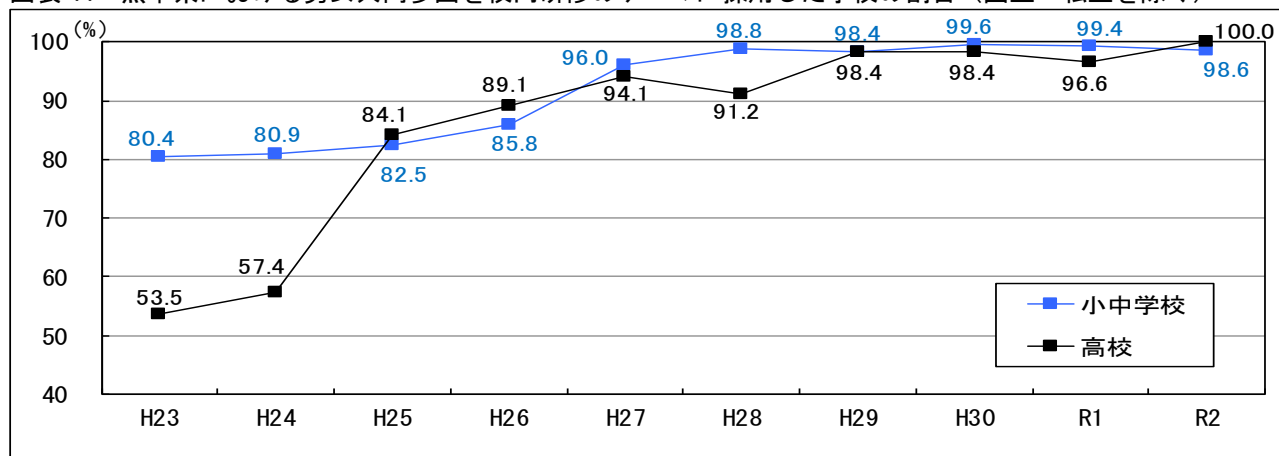
熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課調べ

(3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数

●小・中・高等学校ともにほぼ全ての学校で実施

本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校で98.6%、高校では100%となり、ほぼ全ての学校で実施された。（図表44）。

図表44 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

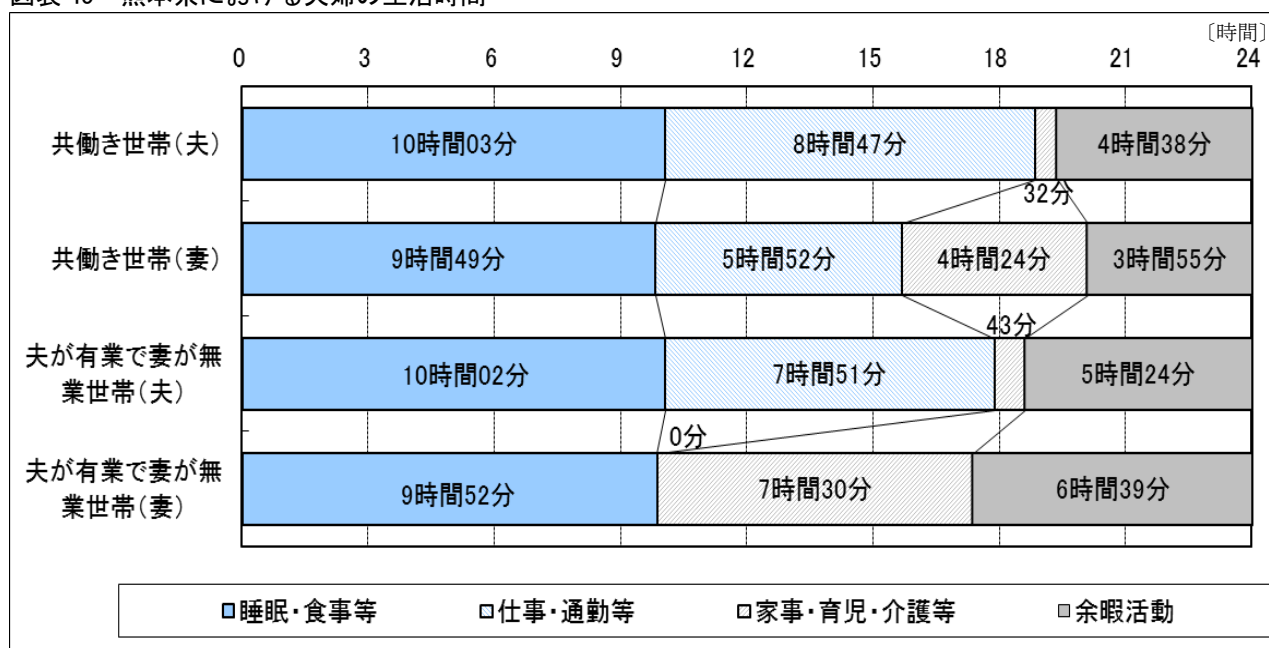
(1) 夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が43分、妻が7時間30分である。また、共働き世帯であっても、夫が32分であるのに対し、妻は4時間24分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表45）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表45 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「平成28年度社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

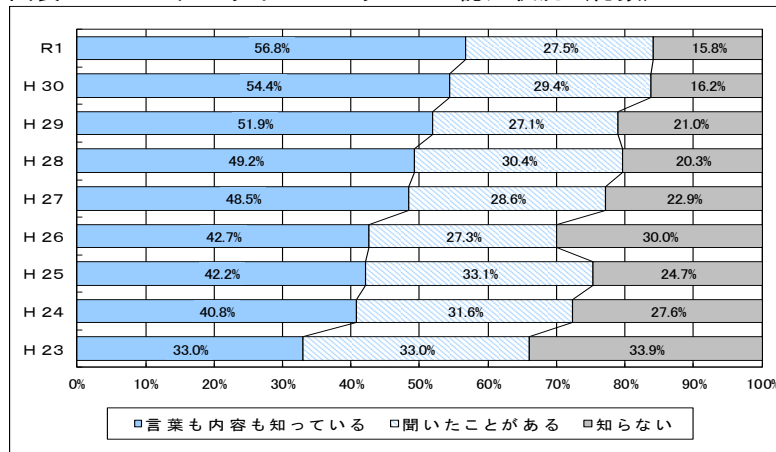
●ワーク・ライフ・バランスの認知状況は56.8%

令和元年(2019年)のワーク・ライフ・バランスの認知状況は、「言葉も内容も知っている」は56.8%、「知らない」は15.8%となっている(図表46)。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがいやいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

図表46 ワーク・ライフ・バランスの認知状況(総数)



熊本県労働雇用創生課「令和元年度熊本県労働条件等実態調査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている一般事業主行動計画策定率は、ほぼ100%

令和2年(2020年)末時点における従業員101人以上の事業所では策定率99.5%となっている。一方で、策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、665事業所となっている(図表47)。

図表47 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員数		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
101人以上	策定率	99.1	99.5	99.8	99.3	99.8	99.8	99.6	99.6	99.0	99.5
	届出数	(565/570)	(559/562)	(562/563)	(561/565)	(544/545)	(547/548)	(551/553)	(564/566)	(567/573)	(567/570)
100人以下	届出数	308	303	264	234	204	296	393	492	603	665

※平成23年4月1日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務づけ範囲が、従業員301人以上の事業所から従業員101人以上の事業所に拡充された。

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和2年12月)」

【参考】次世代育成支援対策推進法

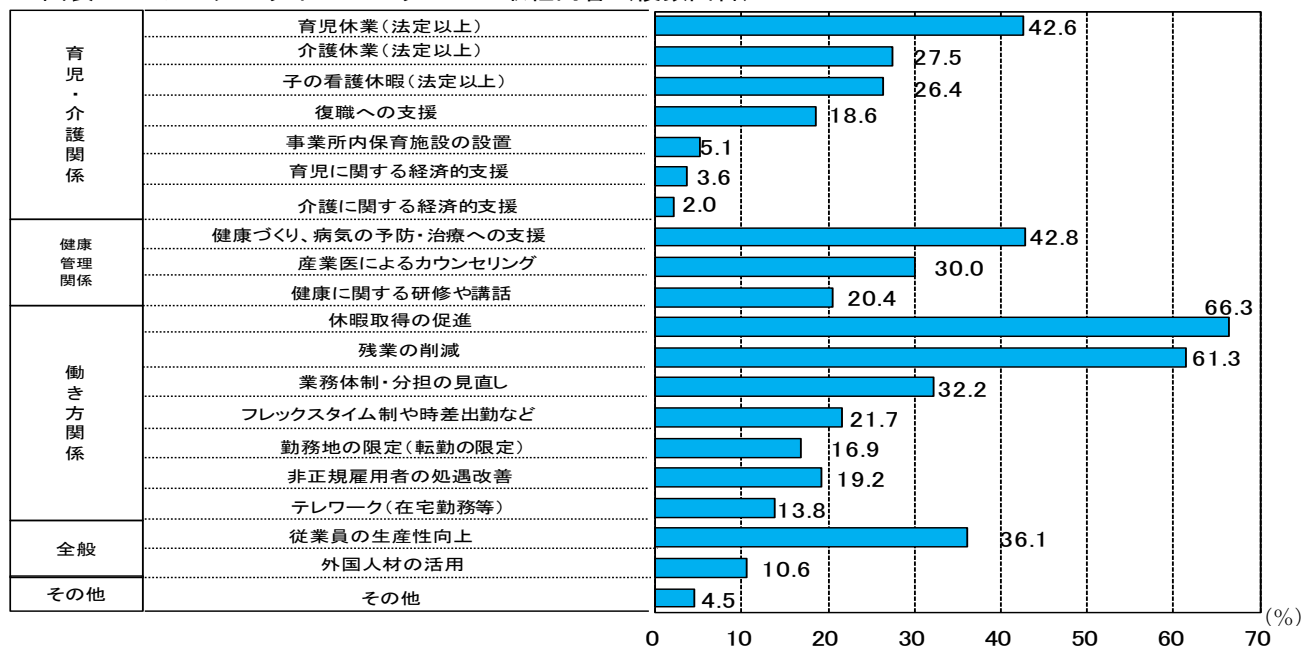
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上	規定なし	義務	義務	義務	義務
101人から300人		努力義務	義務	努力義務	義務
100人以下		努力義務	努力義務		努力義務

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、令和7年3月31日まで10年間延長された。

●休暇取得の促進は66.3%の事業所が取組んでいる

県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が66.3%と最も高く、次いで「残業の削減」が61.3%となっており、「働き方改革」の効果と推測される。一方、育児・介護関係では「育児休業（法定以上）」が42.6%と4割以上の事業所が取組んでいる（図表48）。

図表48 ワーク・ライフ・バランスの取組内容（複数回答）

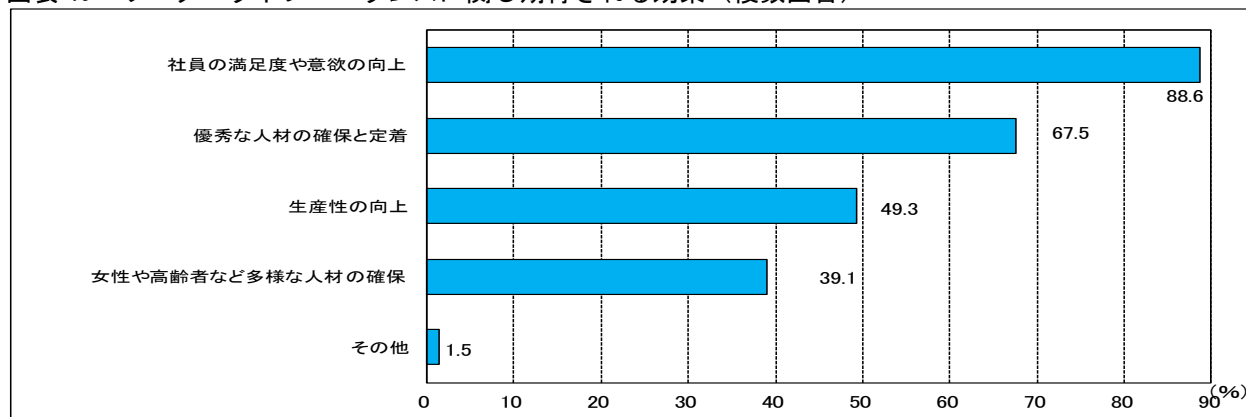


熊本県労働雇用創生課「令和2年度熊本県労働条件等実態調査」

●ワーク・ライフ・バランスの実施により、社員の意欲向上や人材の確保などの効果が期待されている

ワーク・ライフ・バランスの実施に関し期待される効果は、令和元年度(2019年度)調査で「社員の満足度や意欲の向上」が88.6%と最も高く、次いで「優秀な人材の確保と定着」が67.5%、「生産性の向上」が49.3%などとなっており、社員の意欲向上や人材確保などの効果が期待されている（図表49）。

図表49 ワーク・ライフ・バランスに関し期待される効果（複数回答）



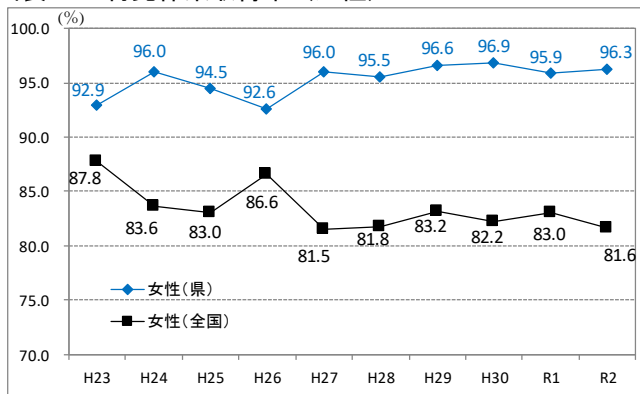
熊本県労働雇用創生課「令和元年度熊本県労働条件等実態調査」

(3) 育児休業

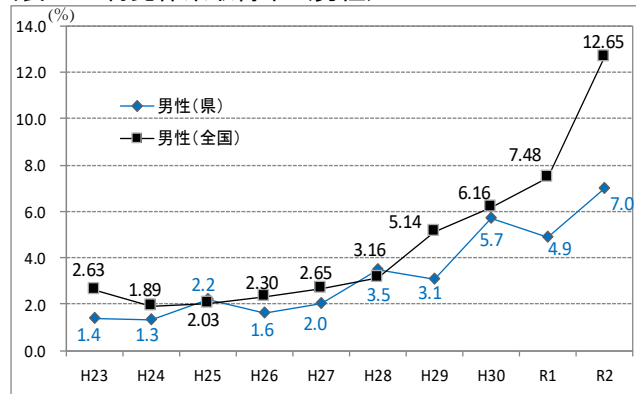
●育児休業取得率は女性95%超で定着、男性は7.0%で全国を下回る

令和2年(2020年)の本県の育児休業取得率は、女性は前年より0.4ポイント増加し、95%超で概ね定着している。男性は2.1ポイント増加し7.0%となったが全国との差が拡大、依然として低い状態が続いている(図表50・51)。

図表50 育児休業取得率(女性)



図表51 育児休業取得率(男性)



※全国：厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和2年度熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

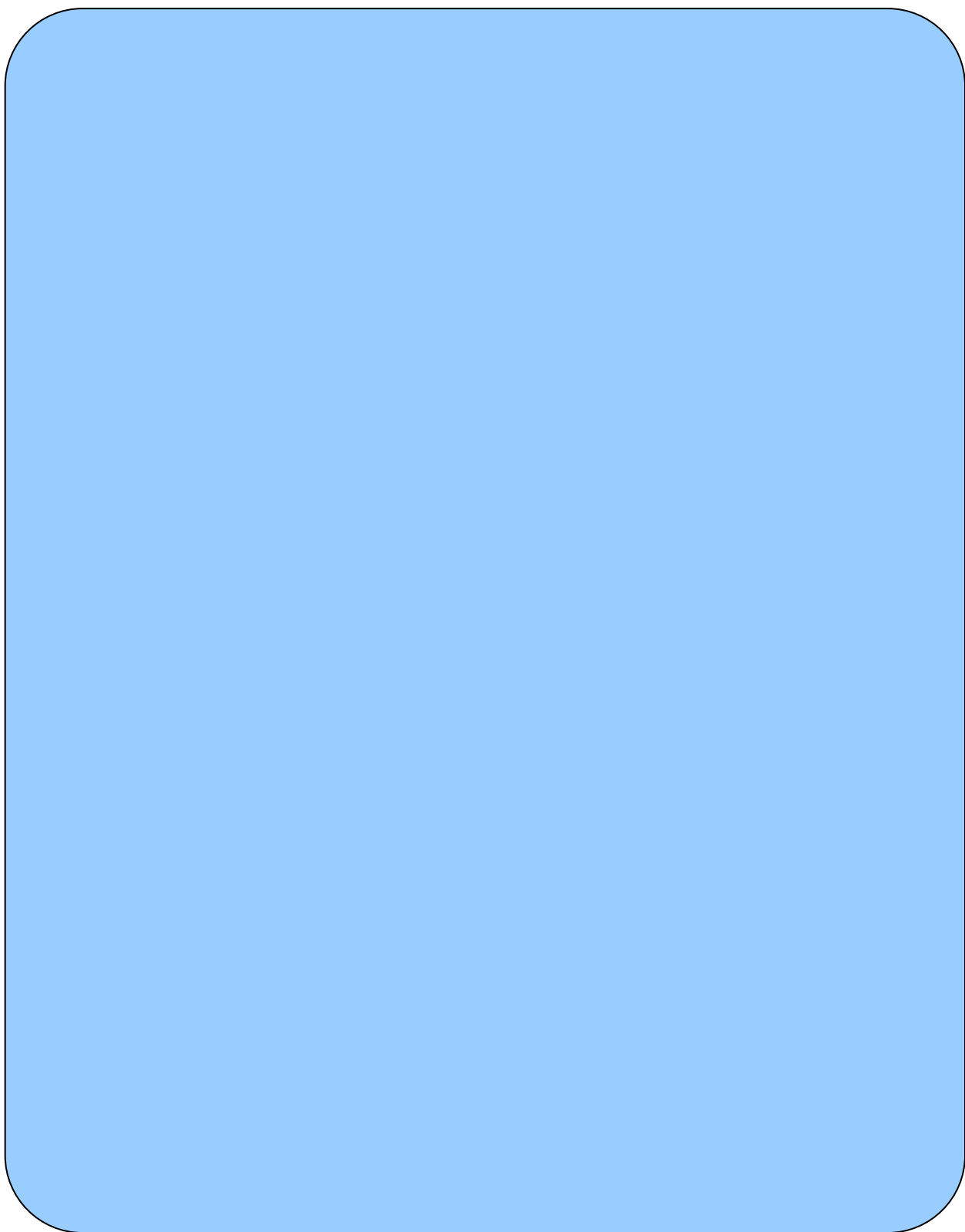
通常保育定員数は前年に比べ少なくなったが、令和2年度(2020年度)の保育所等利用待機児童数は70名と前年度より大幅に減少した。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である(図表52)。

図表52 子育て支援に関する主な指標(熊本市も含む)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保育所等利用待機児童数	194	396	582	678	659	233	275	182	178	70
通常保育定員数	45,920	46,649	47,494	48,189	57,230	61,524	62,184	63,767	64,750	63,134
延長保育事業実施箇所数	507	521	528	547	496	556	497	592	591	412
休日保育事業実施箇所数	22	25	23	36	—※	—※	—※	—※	—※	—※
ファミリーサポートセンター実施箇所数	25	26	27	27	27	29	29	29	29	29
病児・病後児保育事業実施箇所数	22	25	26	28	31	32	34	34	34	34
放課後児童クラブ実施箇所数	319	329	333	341	409	414	434	451	488	505

※平成27年度から子ども子育て支援新制度が施行され、休日保育事業実施箇所数に関しては、休日保育の事業としての実施はなくなり、施設型給付の中で費用の補助をすることとなったため、事業箇所数の把握不可。
熊本県子ども未来課調べ



Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年(2014年)1月3日施行）で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,707件となり、昨年より67件増加した。
- 2 40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の50%以上を占めている。
- 3 児童虐待相談件数は前年より大幅に増加し2,430件となった。

1 女性に対する暴力の状況

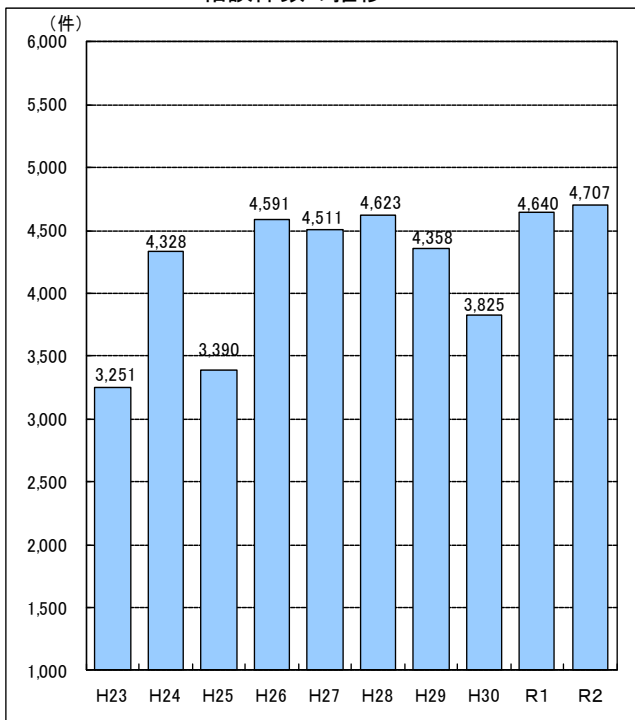
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

●DV相談件数は増加

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から67件増加し、4,707件となった（図表53）。

相談窓口別に見ると県警察本部、法務局が前年より大幅に増加しており、県女性相談センターが減少、その他はほぼ横ばいとなっている（図表54）。

図表53 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表54 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	熊本県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）	県男女共同参画相談室（旧県女性総合相談室）	県警 ○各警察署対応分も含む（※1、※2）	女性の人権ホットライン（※1） ○熊本地方方法務局	熊本市男女共同参画相談センター（※3）	各市福祉事務所	県地域振興局	合計
H23	1,065	74	304	103	79	1,508	118	3,251
H24	1,138	88	421	55	122	2,392	112	4,328
H25	896	81	390	118	167	1,646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	-	3,242	62	4,640
R2	656	24	641	52	-	3,271	63	4,707

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」廃止により対象となる数値計上無し

熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和2年(2020年)に熊本県警が対応したDV事案件数は、641件で前年に比べ193件増加した。(図表55)

図表55 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況(暦年集計)

	対応件数	書面提出要求※	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令通知違反検挙					他法令検挙
			被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	
H23	291	48	41	23	23	41	10	0	0	1	0	0	34
H24	421	59	50	27	30	49	12	1	0	1	0	0	37
H25	390	51	49	26	25	48	14	1	0	0	0	0	25
H26	773	61	55	37	29	55	19	1	0	0	0	0	122
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	0	127
H28	626	56	55	33	15	53	16	1	0	0	0	1	163
H29	485	53	42	26	15	40	17	0	0	0	1	0	94
H30	511	32	28	20	10	27	14	1	0	0	0	0	113
R1	448	52	46	28	20	43	22	2	0	0	0	1	102
R2	641	33	29	18	10	28	9	0	1	0	1	0	82

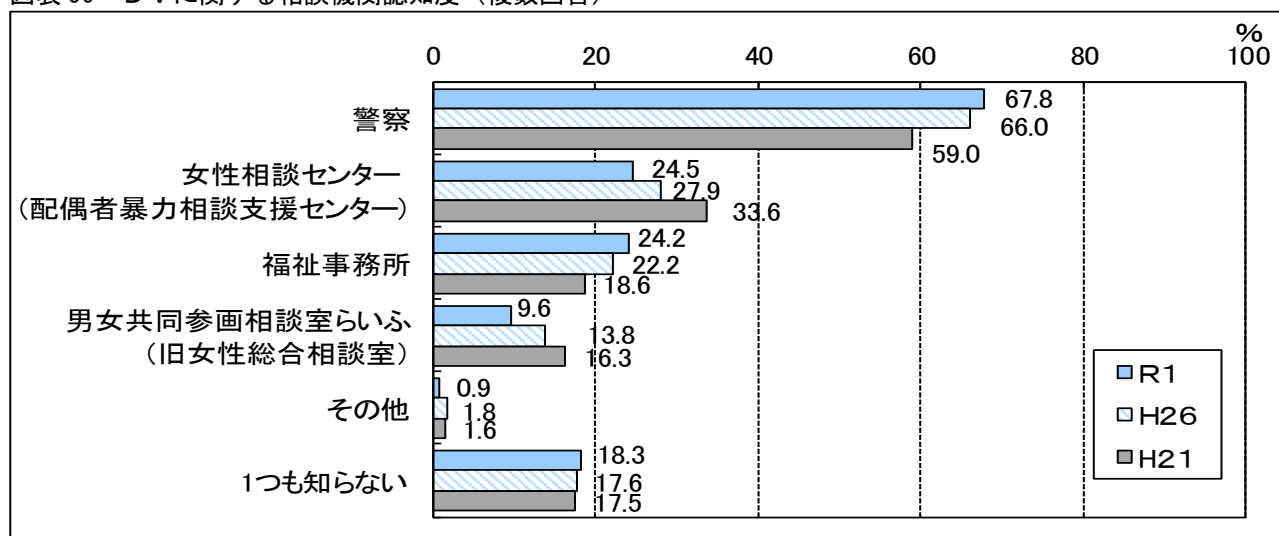
※ 警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数
熊本県警察本部人身安全対策課調べ

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が67.8%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が平成26年(2014年)調査から1.8ポイント増加し67.8%で突出している。次いで女性相談センターが3.4ポイント減少し24.5%、福祉事務所は2.0ポイント増加し24.2%となった。

一方で、18.3%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表56)。

図表56 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数は増加

ストーカーの認知件数は425件と前年283件に比べ142件増加し、性犯罪の認知件数は62件で、前年より9件増加している（図表57）。

図表57 熊本県警察本部におけるストーカー事案・性犯罪（強姦性交等罪と強制わいせつ罪）対応状況（暦年集計）

・ストーカー事案

年	認知件数	警告	仮の命令 (※)	禁止命令	検挙件数			
					命令違反	行為罪	他法令	
H23	132	6	0	1	10	0	3	7
H24	203	11	0	0	25	0	3	22
H25	220	11	0	1	18	0	3	15
H26	413	19	0	1	26	0	3	23
H27	445	23	0	1	43	0	3	40
H28	292	16	0	0	29	0	2	27
H29	228	12	0	10	28	1	5	22
H30	294	23	0	14	35	0	2	33
R1	283	23	0	22	30	2	9	19
R2	425	29	0	32	40	0	16	24

・性犯罪

年	認知件数	検挙件数
H23	73	43
H24	67	51
H25	106	73
H26	91	70
H27	83	70
H28	68	59
H29	76	62
H30	58	48
R1	53	50
R2	62	49

※仮の命令：緊急を要する場合に聴聞手続を経ずに発する命令
熊本県警察本部人身安全対策課調べ

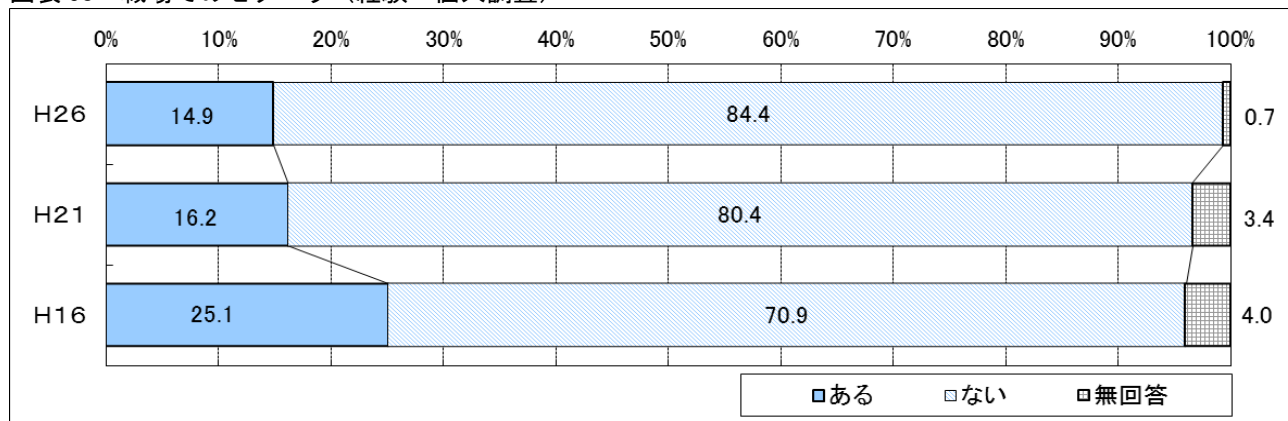
熊本県警察本部刑事企画課調べ

(3) セクシュアル・ハラスメント

●職場でセクハラを受けた経験「ある」が14.9%

平成26年(2014年)調査時点において、熊本県内の事業所で「職場でセクハラを受けた経験のある女性」の割合は14.9%で、10年前の調査より4割近く減少しているものの、前回調査(H21)からは微減にとどまり、依然セクハラ事象が起きている（図表58）。

図表58 職場でのセクハラ（経験・個人調査）



熊本県労働雇用創生課「平成26年熊本県女性労働実態調査」
※平成26年の調査をもって本調査は終了

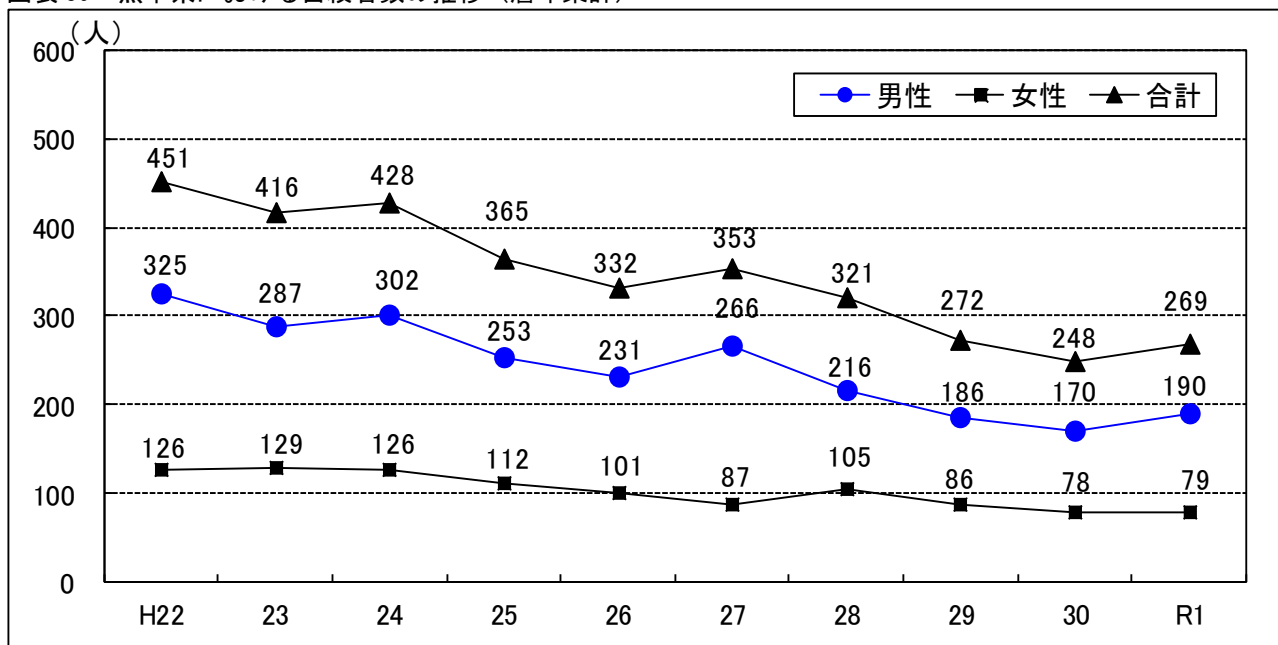
2 自殺、児童虐待の状況

(1) 自殺者の推移

●40歳以上の男性自殺者が全体の約半数を占める

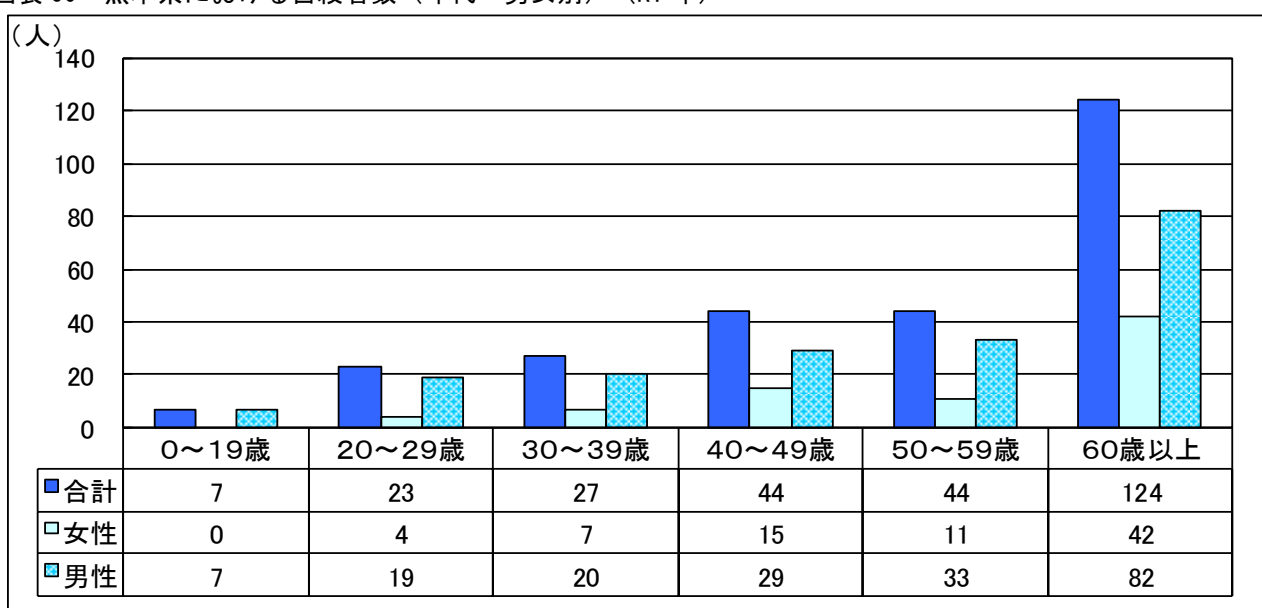
本県における令和元年(2019年)の自殺者数は269人で、前年と比べ男性は20人増加した。また、男性自殺者は自殺者数全体の7割を占め、中でも40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の半数以上を占めている(図表59・60)。

図表59 熊本県における自殺者数の推移(暦年集計)



熊本県障がい者支援課調べ

図表60 熊本県における自殺者数(年代・男女別)(R1年)



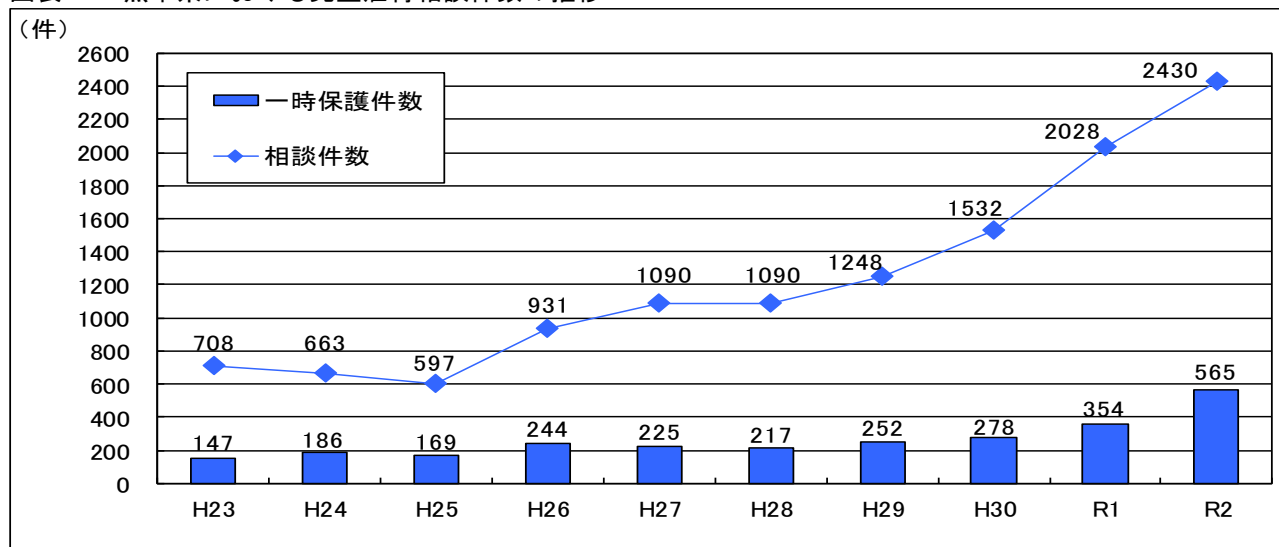
熊本県障がい者支援課調べ

(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は、前年から更に増加し過去最高に

令和2年度(2020年度)に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,430件で、前年より402件増加し、過去最高となった(図表61)。

図表61 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所(H22~)の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

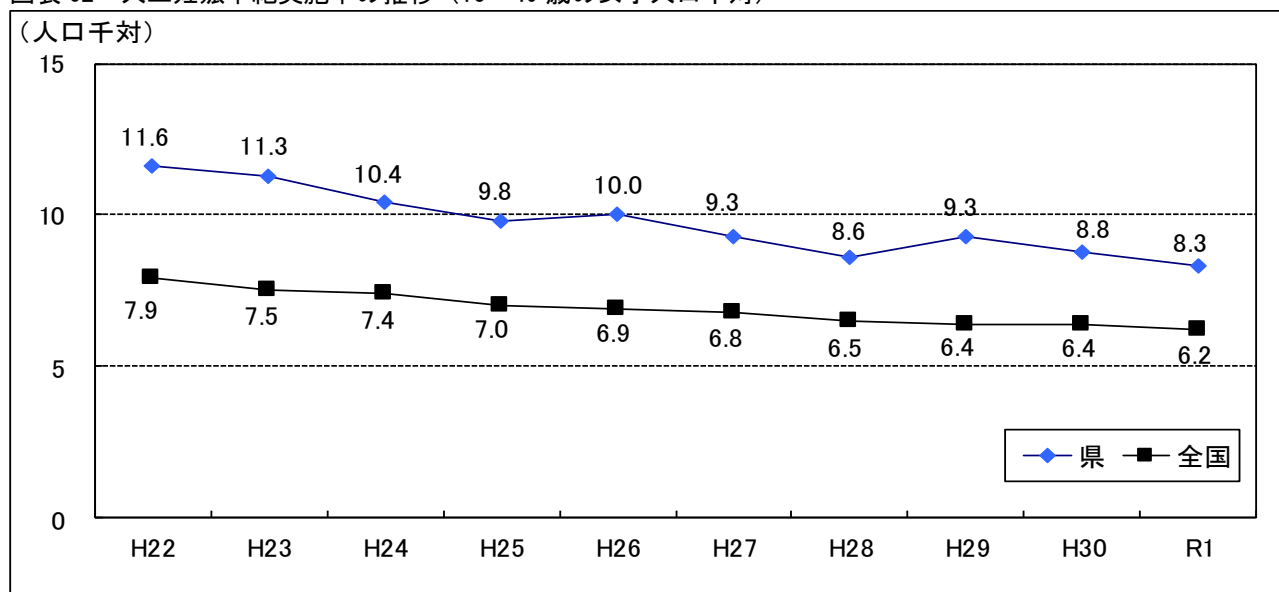
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、一貫して全国平均を上回っている

本県の令和元年度(2019年度)人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)は8.3%と前年より0.5ポイント減少したが、一貫して全国平均を上回っている(図表62・63)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表62 人工妊娠中絶実施率の推移(15~49歳の女子人口千対)

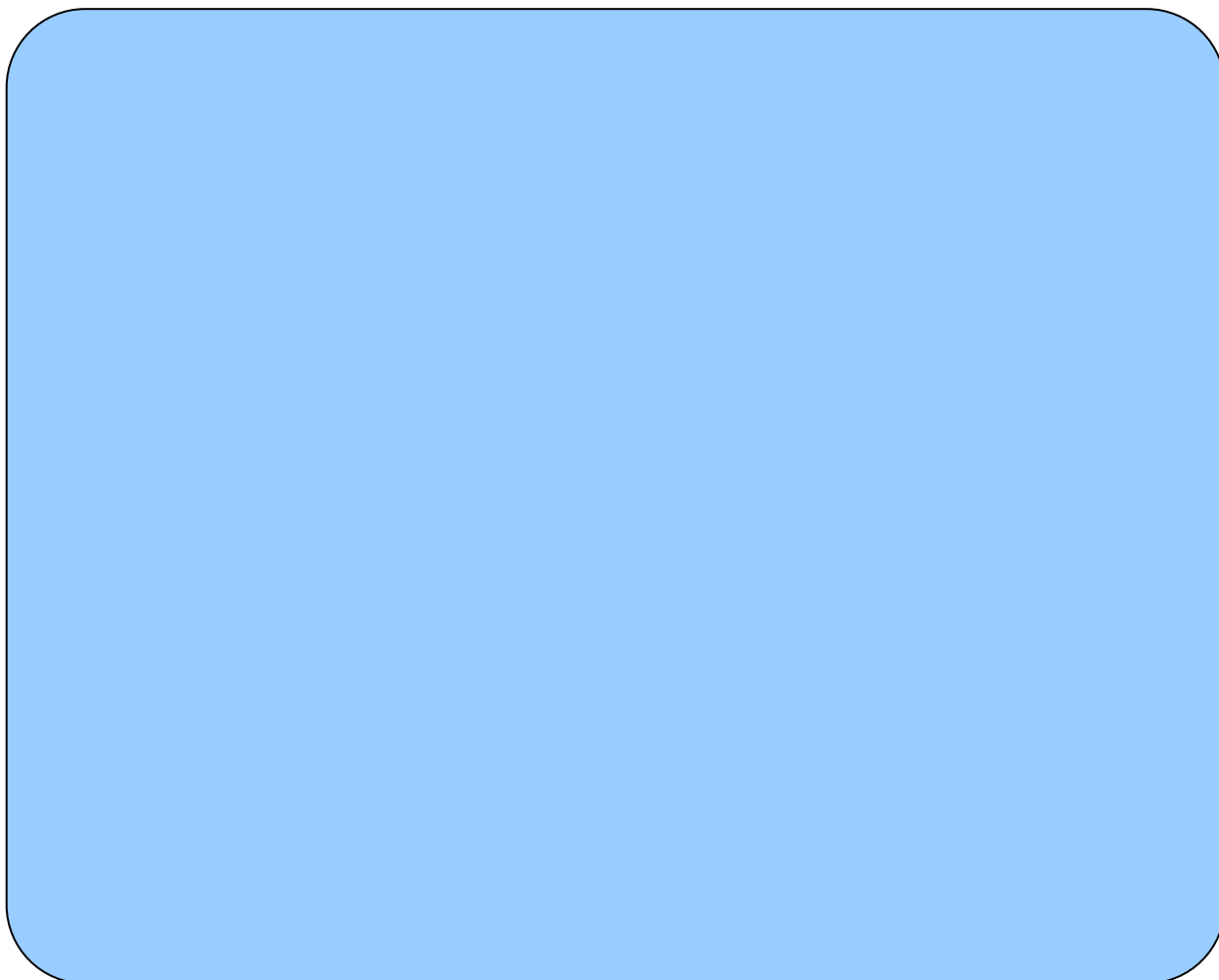


厚生労働省「令和元年度衛生行政報告例」

図表 63 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
件数	熊本県	2,658	209	551	504	601	521	246	26
	全国	156,396	12,678	39,805	31,392	29,402	28,131	13,589	1,399
実施率 (人口 千対)	熊本県	8.3	5.2	14.9	13.3	13.4	10.4	4.5	0.5
	全国	6.2	4.5	12.9	10.4	8.9	7.6	3.2	0.3
	差	2.1	0.7	2.0	2.9	4.5	2.8	1.3	0.2

厚生労働省「令和元年度衛生行政報告例」



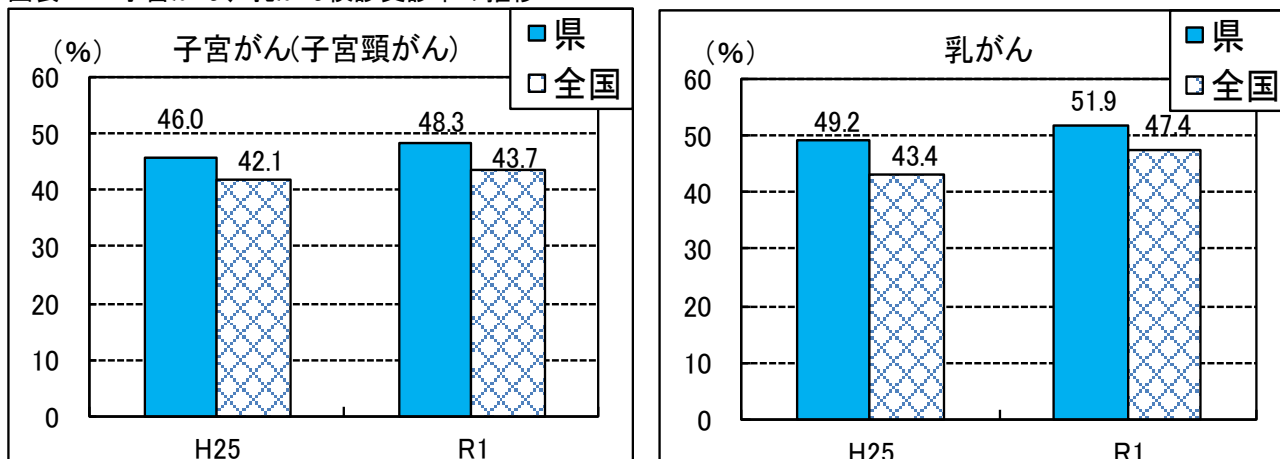
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率は共に全国平均を上回る

令和元年(2019年)の本県における子宮がん(子宮頸がん)検診受診率は48.3%、乳がんの検診受診率は51.9%と平成25年(2013年)よりも増加、いずれも全国平均を上回っており県目標の55%(令和5年度(2023年度)まで)に近づきつつある。(図表64)。

令和元年(2019年)の本県の子宮がん、乳がんの死亡率は、全国平均を上回っている(図表65)。

図表64 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん(20~69歳) 乳がん(40~69歳) 共に過去2年間に受診したことがある女性

厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

図表65 子宮がん、乳がんの死亡率

	子宮がん(女性人口10万人対)		乳がん(女性人口10万人対)	
	熊本県の死亡率及び順位	全国	熊本県の死亡率及び順位	全国
平成22年	10.2	14位	17.5	35位
平成23年	11.1	7位	19.0	23位
平成24年	10.5	13位	17.6	36位
平成25年	9.2	31位	21.2	13位
平成26年	11.6	8位	20.5	22位
平成27年	9.7	28位	21.5	14位
平成28年	9.9	28位	22.1	19位
平成29年	9.9	29位	23.1	16位
平成30年	9.0	44位	23.6	15位
令和元年	12.0	14位	25.0	14位

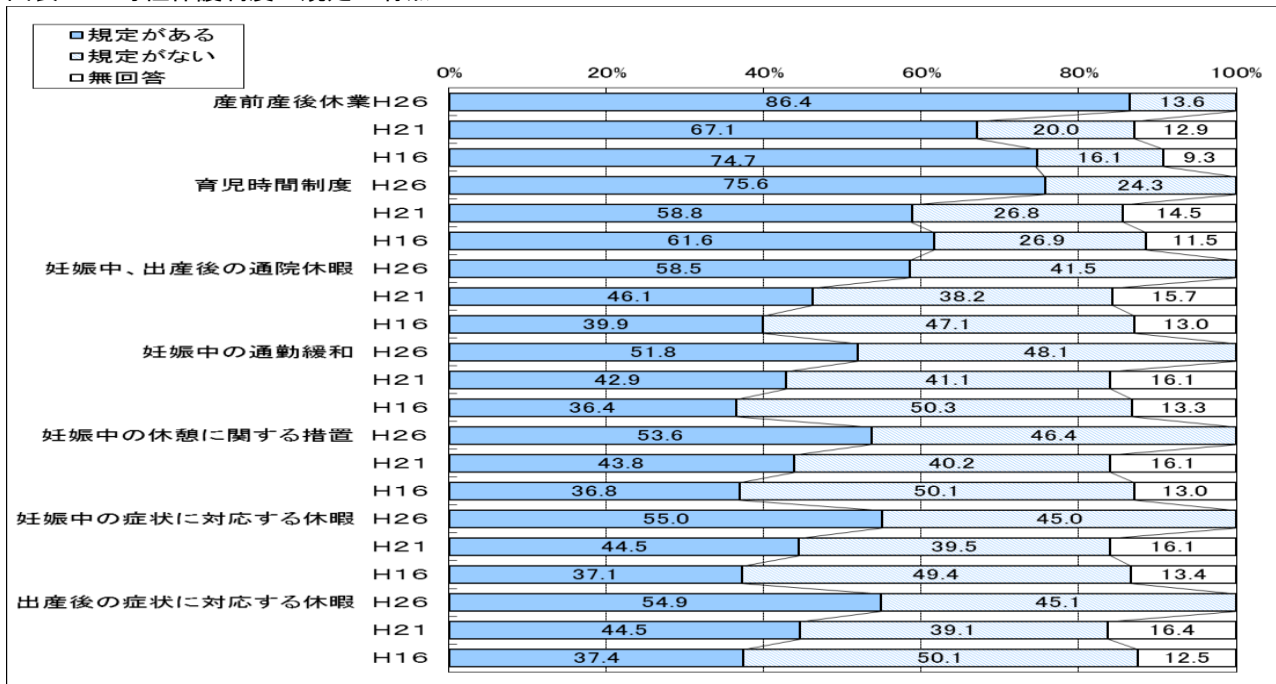
厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」

(3) 母性保護制度の規定率

●すべての制度で「規定あり」が過半数超

平成26年(2014年)調査では、すべての制度について就業規則等で規定している事業所割合が過半数を超えた。特に、「産前産後休業」については、規定があると答えた事業所が86.4%と前回調査より19.3ポイント増加した(図表66)。

図表 66 母性保護制度の規定の有無



熊本県労働雇用創生課「平成 26 年熊本県女性労働実態調査」
 ※平成 26 年の調査をもって本調査は終了

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●消防団員に占める女性の割合は依然として低い

令和 3 年(2021 年)4 月 1 日現在、消防団員に占める女性の割合は 2.8%(速報値)と前年と比べ 0.3 ポイント増加した(図表 67)が、自主防災組織会長における女性の割合は 2.8%と前年と同値となっており、ともに依然として低い状況にある。男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である(図表 68)。

図表 67 消防団員における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
消防団員	H24. 4. 1現在	34, 557	626	1. 8%	熊本県消防保安課調べ
	H25. 4. 1現在	34, 417	637	1. 9%	
	H26. 4. 1現在	34, 574	725	2. 1%	
	H27. 4. 1現在	34, 369	764	2. 2%	
	H28. 4. 1現在	34, 135	777	2. 3%	
	H29. 4. 1現在	33, 507	774	2. 3%	
	H30. 4. 1現在	33, 015	735	2. 2%	
	H31. 4. 1現在	32, 194	778	2. 4%	
	R2. 4. 1現在	31, 567	796	2. 5%	
	R3. 4. 1現在	30, 860	854	2. 8% (速報値)	

図表 68 自主防災組織会長における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
自主防災組織会長	H29. 4. 1現在	3, 402	89	2. 6%	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H30. 4. 1現在	3, 474	94	2. 7%	
	H31. 4. 1現在	3, 421	87	2. 5%	
	R2. 4. 1現在	3, 631	100	2. 8%	
	R3. 4. 1現在	3, 634	102	2. 8%	

IV 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は82.2%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は29団体である。

1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

男女共同参画宣言を行った市町村は11市町である（図表69）。

県内市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている（図表70）。

- ・ 条例制定率 44.4%（45市町村中、20市町村制定）
- ・ 男女共同参画計画策定率 82.2%（45市町村中、37市町村策定）
- ・ 庁内推進会議設置率 80.0%（45市町村中、36市町村設置）
- ・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 93.3%（45市町村中、42市町村設置）
- ・ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 100.0%（全市町村策定）

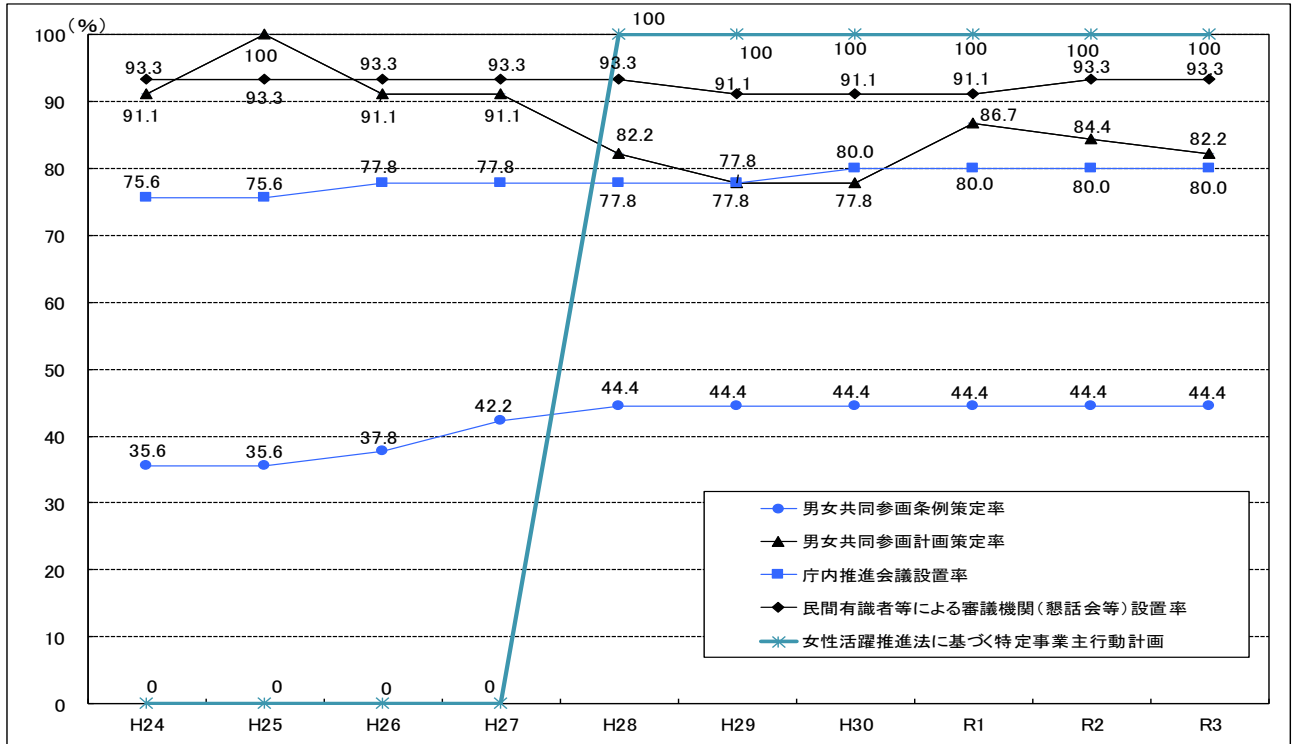
図表69 熊本県の男女共同参画宣言都市（令和3年4月1日現在）

宣言年度	市町村名	備考
H7	旧八代市	合併前に宣言
H15	旧菊池市	合併前に宣言
H16	荒尾市	H17.1.29
H17	水俣市	H17.11.20
H18	天草市	H19.2.17
H19	宇城市	H19.11.21
	合志市	H20.1.26
H20	上天草市	H21.1.24
H21	八代市	H21.6.19
	益城町	H21.9.15
H22	菊池市	H22.11.20
	大津町	H23.2.6
H23	菊陽町	H24.1.28

※男女共同参画宣言都市とは

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組みを行うことを宣言した都市。

図表 70 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

2 県民、NPO等との協働による取組状況

(1) 男女共同参画推進団体数

●推進団体数は29団体

本県では、誰もがその個性と能力を發揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和3年(2021年)3月末現在で29団体を登録している。

第2章

熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況 〔令和2年度（2020年度）〕

I 施策評価について	42
II 重点目標別施策の実施状況	
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	44
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	50
3 安全・安心な暮らしの実現	55
4 推進体制の充実・連携強化	63

I 施策評価について

1 位置づけ

熊本県男女共同参画推進条例第24条の規定に基づき、「第4次熊本県男女共同参画計画」（計画期間：H28年度～R2年度）の体系（P4参照）に沿って評価を行った。

2 評価の対象

評価の対象は、第4次熊本県男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、重点目標毎に設定した「成果目標」の32項目36指標とし、その進捗状況を取りまとめ、評価を行った。また、「参考指標」25指標については、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって、その推移をフォローアップするデータとして並べて掲載した。

<成果目標及び参考指標の内訳>

重点目標	指標数		
	成果目標 (評価の対象)	参考指標 (評価せず)	合計
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	19	10	29
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	9	7	16
3 安全・安心な暮らしの実現	6	8	14
4 推進体制の充実・連携強化	2	0	2
合計	36	25	61

3 評価の基準

評価は、計画策定時の値と比べて、令和2年度（2020年度）の実績値が目標値に近づいているか否かを「指標の動向」欄に矢印で表し、評価した。

【 評価の基準 】

令和2年度（2020年度）の実績値が

【指標の動向の表示】

■目標値に達しているもの



■計画策定時の値に比べて目標値に近づいているもの



■計画策定時の値と同じであるもの



■計画策定時の値よりも低下しているもの



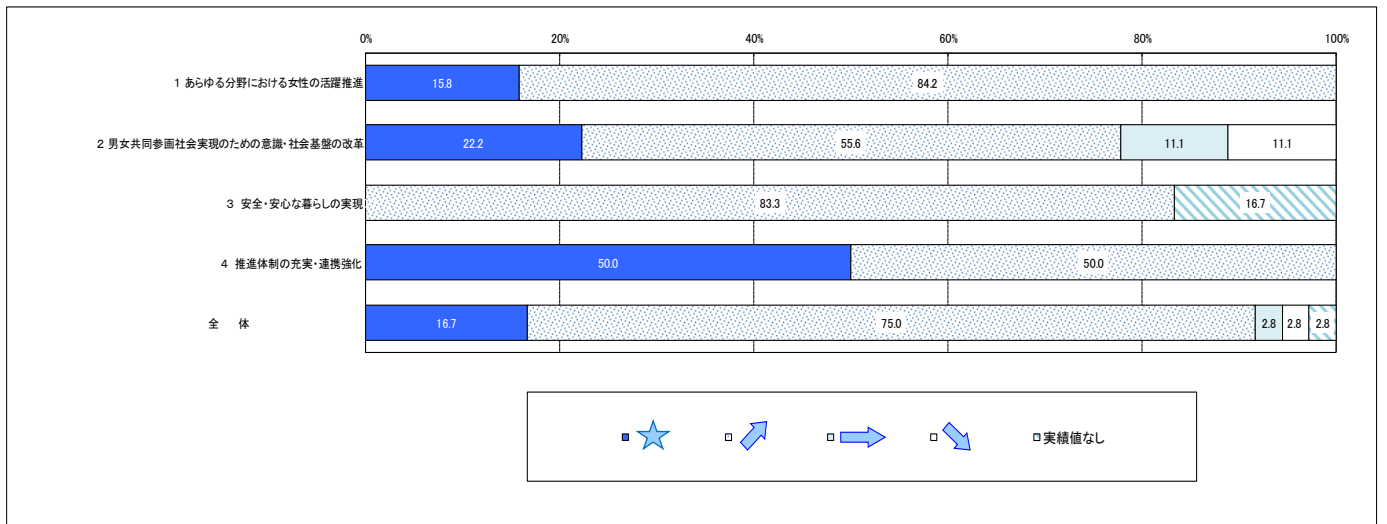
■令和2年度は実績値の測定が行われなかったもの（実績値なし）



4 評価結果の概要

令和2年度の成果目標の評価について、とりまとめた結果は次のとおりである。

重点目標	評価					合計
	★ 目標値に達している	↗ 目標値に近づいている	→ 計画策定時と同じ	↘ 計画策定時から低下している	— 実績値なし	
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	3	16	0	0	0	19
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	2	5	1	1	0	9
3 安全・安心な暮らしの実現	0	5	0	0	1	6
4 推進体制の充実・連携強化	1	1	0	0	0	2
合計	6 (16.7%)	27 (75.0%)	1 (2.8%)	1 (2.8%)	1 (2.8%)	36



II 重点目標別施策の実施状況

1 あらゆる分野における女性の活躍推進

総括

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要である。

県の審議会等の委員の女性登用率については、令和2年度(2020年度)は前年度より0.5ポイント上がり39.4%と過去最高となったが、計画目標の40%達成へ向け更なる取組みが必要である。一方、市町村では令和2年度(2020年度)は22.9%と前年度から0.8ポイント上がったものの、推進を図る必要がある。

県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合は、25.7%で前年の26.6%から0.9ポイント低下した。女性の割合を高めていくためには、性別にとられない人材の育成・登用の推進や仕事と家庭の両立支援など、雇用の場における男女共同参画の取組みを強化する必要がある。

令和2年度(2020年度)の地域における女性の参画状況をみると、自治会長に占める女性の割合は3.3%と前年から増加したものの、低い状態で推移PTA会長に占める女性の割合は11.6%と計画の目標値には届いておらず、引き続き地域における男女共同参画の推進を図る必要がある。

令和2年度取組成果、課題・今後の取組

○あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●政治分野への女性議員の増加の必要性和意義の理解の促進	男女共同参画マインドアップセミナー「政治分野で女性が活躍するために」をオンラインにて開催し、33名の参加があった。	男女共同参画センター及び推進団体との連携を図りながら、男女共同参画に関する普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課
●各種審議会等への女性委員の登用促進	①県庁各課への働きかけや協議を行い、女性の登用率は0.5ポイント上昇した。 令和元年度末：38.9% 令和2年度末：39.4%	登用率は上昇したものの、令和2年度末40%という目標達成には及ばなかった。新たに令和7年度末40%の目標達成に向けて、更なる働きかけを行う。	男女参画・協働推進課
	②様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、県庁各課や市町村等へ情報提供を行い女性の登用支援を行った。	新たな人材へ登録を働きかけ、人材バンク登録者数の増加を図る。	男女参画・協働推進課
●女性行政職員の育成と登用	①県職員採用ホームページ及び採用案内パンフレットに女性職員の働く様子や子育ての体験談を掲載するほか、就職説明会等において、子育て支援制度や働きやすい職場環境の紹介を行った。	子育て支援制度や働きやすい職場環境を紹介するとともに、県庁の仕事のやりがいや魅力を発信する取組を継続して行う。	人事課、人事委員会

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
● 女性行政職員の育成と登用	②女性役付職員等の割合が増加した。 (令和3年4月1日現在：知事部局) 管理職 12.6% (令和2年4月1日現在：11.9%) 役付職員 24.0% (令和2年4月1日現在：23.4%)	女性職員の適材適所の配置により、更なる登用や職域の拡大を図る。	人事課
	③市町村、大学院等への派遣を行った。 (令和3年4月1日現在：知事部局) 他県2名、市町村7名、他1名		
● 女性教職員の育成等による管理職登用	校長会等を通して、女性管理職の積極的な人材育成を行っており、特に教務主任や研究主任、生徒指導主事などの職位を経験させ、校務運営を組織的にとらえる視点を育てることに努めた。その結果、県立学校では、女性管理職の登用率向上につながった。また、市町村立学校においては、学校における主任主事や教育委員会事務局などにおける指導主事登用に加え、参加者の半数が女性である中堅教員研修会を実施した。 ・小学校 19.3% ・中学校 6.6% ・高校等 13.2%	女性管理職の登用率が全国平均を下回っていることを受け、女性教諭については、学校における主任・主事や教育委員会事務局等の指導主事登用などを通して、管理職への意識付けを図るよう努めるとともに、女性教諭の中堅教員研修会への参加を呼びかけ、管理職としての意識高揚を図る。 併せて、女性教諭が管理職をめざすよう研修会を通して更なる意識高揚を図るとともに、校務の見直しなどにより管理職の多忙感の解消などの環境を整備しながら、女性管理職の積極的な登用を図っていく。	学校人事課
● ダイバーシティ経営への理解促進	女性が働きやすい環境の整備や、企業における意思決定の場への女性の参画の促進のため、県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、基調講及び県内企業の女性活躍に関する事例発表を行った。	企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。	男女参画・協働推進課
● 女性の社会参画加速化会議や経済団体と連携した女性の登用	企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的な目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに12の企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数 (R3.3.31現在)：150	女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課
● 女性経営参画塾等を通じた女性人材の育成	将来的な役員候補である女性管理職を対象に、経営参画に必要な知識や心構えなどの習得を図る女性経営参画塾を実施した。	役員など経営層への女性の経営参画は未だ少ない現状にあるため、引き続き女性経営参画塾を実施する。	男女参画・協働推進課

○就業や雇用分野における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
● キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出	高等学校等進路指導主事連絡協議会において、各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールの説明を行った。	「女子高校生のための仕事・進路選びガイド」を紹介し、就職に関して男女平等な選考ルートを説明するとともに、一人ひとりの生徒の能力の伸長、適性の把握、興味・関心の喚起、進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。	高校教育課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進	①女性が働きやすい環境の整備や、企業における意思決定の場への女性の参画の促進のため、県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、基調講演及び県内企業の女性活躍に関する事例発表を行った。	企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	②各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて、熊本県女性の社会参画加速化宣言の説明や募集を行い、新たに12の企業・団体が宣言を実施した。また、男女共同参画推進事業者表彰（9事業所）を行い、ホームページ等へ表彰内容を掲載し、優れた取組みの普及・啓発を行った。	女性の活躍推進についての事業者の理解と取組を推進するため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。引き続き、男女共同参画推進事業者表彰を行うことで、優れた取組みの普及・啓発を行う。	
●女性の能力開発の支援	女性の能力活用に取り組む企業等を支援するため、女性従業員のキャリアアップ等を目的としたセミナーを実施する企業へアドバイザーを派遣し5団体等が利用した。また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施した。	女性のキャリアアップや、管理職育成等を目的とした研修会等に専門的なアドバイザーを派遣することで、さらに女性の活躍を推進する。また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施する。	男女参画・協働推進課
●働く女性のネットワークづくりの支援	女性経営参画塾修了生（165人）によるネットワーク（KUMADONNA）の活動支援を行った。	会則の制定等活動体制も整備されてきたが、引き続き安定した活動が行えるよう支援を行う。	男女参画・協働推進課

○農林水産業における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●農林水産業における女性の意思決定への参画	①各種会議や研修会を通じて農業委員会に周知したほか、各農業委員会や再始動したくまもと農業委員会女性委員の会においても、改選に際し、女性の積極的な応募や関係団体から推薦を行うよう働きかけを行った。	熊本県農業会議やくまもと農業委員会女性の会を通じ、女性委員組織やJA女性部など関係団体に対し、改選時における女性農業委員への積極的な推薦を働きかける。	農地・担い手支援課
	②全ての農協、漁協、森林組合に対してヒアリングや巡回指導の機会を利用して、女性参画の必要性について啓発を図った。特に次年度に理事の改選がある農協、漁協、森林組合には、理事への選任等を働きかけるよう促した。	農林漁業団体における女性役員の登用については、選任や選挙等制度上の要件もあることから一気に目標達成することは難しい。特に森林組合においては、森林所有者が組合員となるため、女性組合員の割合が低いことから、女性役員の登用は低い状況にある。このため、役員研修等を通じて意識啓発及び組合員以外からの理事登用の推進に取り組む。	団体支援課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●経営への女性の主体的な参画	①認定農業者の夫婦共同申請と申請条件となる家族経営協定の締結を推進するため、研修会を開催するとともに、農業女性アドバイザーや共同申請推進員による啓発を支援した。	農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援する。	農地・担い手支援課
	②市町村（推薦者）及び関係者へ普及指導協力委員の委嘱に際し男女共同参画の啓発に努めたことで、夫婦連名での普及指導協力委員の委嘱戸数が130戸（普及指導協力委員全体の74%）となった。	これまでは、県普及指導協力委員活動推進事業の趣旨を市町村（推薦者）と関係者（JA、普及・振興課等）で十分に共有し、委嘱にあたり、夫婦共同経営の場合は、原則、夫婦連名での委嘱の徹底を推進してきた。しかし、現在では、女性が地域のリーダーや経営者となって活躍される場合も増えてきたことから、夫婦連盟は実態にそぐわないと思われるため、原則の規定を削除することとする予定。	農業技術課
	③経営改善相談等への夫婦での参加について事前周知を行い、参加者のうち全数が夫婦同席であった。	今後も継続して周知を行い、経営改善相談等に夫婦が同席することにより、夫婦による健全な漁家経営が可能となるよう指導を行う。	水産振興課
	④女性林業担い手研修会を実施した（出席者15人）。 女性林業担い手技能向上等研修会を実施した（1地区8人）。 女性林業担い手広報誌「WOMEN FORESTERS vol.27」を発行した（400部）。	今後も、地域のリーダーとなるような人材の育成、グループ活動等を通じた経済的自立支援等につながるよう、質の高い研修を継続していく。	林業振興課
●女性の参画による多様な6次産業の展開や起業支援	①女性グループ等に対し、農産加工品の開発支援等を行い、起業化の高度化支援を行った。	女性農業経営者の就農年数に合わせた研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展を支援する。	農地・担い手支援課
	②漁協女性部6団体のうち、6次産業化に取り組んだ2団体の加工品製造等に対する支援を行い、女性部活動を推進した。	安定した漁家経営や漁村地域の活性化に向けた取組を推進するため、漁協女性部が6次産業化等に意欲的に取り組めるよう、情報提供や活動支援等を行う。	水産振興課
	③商標登録した「くまもとふるさと食の名人」のロゴマークの活用の推進を図り、ビジネス化支援を行った。	食の名人の活動や商品にロゴマークを活用することにより、食の名人の認知度向上と起業活動の促進を図る。	むらづくり課

○地域社会における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●地域の女性リーダーの活躍	①様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、市町村へ情報提供し女性の登用支援を行った。県下市町村、推進員、地域リーダーを対象に地域の女性活躍推進と女性リーダー育成のためのオンライン研修を行った。	新たな人材へ登録を働きかけ、人材バンクの登録者数の増加を図る。また、各種会議や地域連絡等で情報提供を行い、市町村における女性登用を促進する。	男女参画・協働推進課
	②例年、PTAリーダー研修において、PTA活動における男女共同参画の必要性について啓発を行ってきたが、新型コロナウイルス感染拡大のため当該研修会は中止となった。	PTAが参加する研修会等で、男女共同参画の必要性について、今後も啓発を継続していく。	社会教育課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●男女共同参画や地域づくりのリーダー育成	①各地域ブロックの自主的な取組強化や自立した運営のため、女性を含む各地域のリーダー等で構成される会議を開催した。(新型コロナの影響により書面、webを含め開催、総会1回(書面)、役員会3回(リアル)、企画運営委員会2回(web1回、リアル1回))	活発な地域づくり活動の実現のため、女性の参画拡大や若手の人材育成を促進する。	地域振興課
	②コロナ感染症対策のため、男女共同参画社会づくり地域リーダー育成集合研修及び男女共同参画推進員集合研修は中止となった。地域活動研修として、「男女共同参画地域活動研修」をオンラインにて実施した。(市町村担当課、推進員、地域リーダー：全29名参加)	現役で仕事や子育て等を行う若年世代の参加が少ないため、若年世代の参加促進に向け研修メニューの変更等を行う。加えて、男性の研修参加者及び推進員の拡充を図る。	男女参画・協働推進課

○柔軟で多様な働き方の支援

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の起業の促進	「男女共同参画社会」啓発用リーフレットやその他関係機関が作成した、普及啓発資料を各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて、配布し、あらゆる分野における女性の参画拡大のための意識醸成を図り、女性の起業促進を図った。	昨年度から継続して、「男女共同参画社会」啓発用リーフレット等を各種会議や研修、講演会等の機会に配布し、女性の参画拡大のための意識醸成や女性の起業促進を図る。 一昨年度開催した女性活躍サミットで生まれた意識の向上、分野の垣根を越えた繋がりを一過性のもので終わらせず、更に、熊本の女性の社会参画加速化に弾みをつけるための交流事業を実施する。	男女参画・協働推進課
●多様な働き方の支援	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師(社会保険労務士等)を派遣し、働き方の見直し等を支援した。(6回・252名参加)	昨年に引き続き、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師(社会保険労務士等)を派遣し、働き方の見直し等を支援する。また、講師派遣事業の認知度が低いという課題があり、更なる周知を図る必要がある。	労働雇用創生課
	②九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB(ワーク・ライフ・バランス)の促進と見える化を図った。	九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で企業の先進的な事例等を共有し、九州・山口WLB推進キャンペーンサイトで紹介する。	労働雇用創生課
	③県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るために社会保険労務士等の専任アドバイザーの派遣やICTツールの導入支援を行った。(支援件数：98件)	県内では、意思疎通や労務管理の難しさから、テレワークがあまり進んでいない状況である。昨年度に引き続き、県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICTツールの導入支援を行う。	労働雇用創生課

男女共同参画計画に掲げる指標の状況

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R2年度目標	R2年実績	指標の動向	所管課
県の審議会等における女性委員の登用率	37.2%	40%	39.4%	↑	男女参画・協働推進課
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	21.8%	30%	22.9%	↑	男女参画・協働推進課
県知事部局における役付職員(係長級以上)全体に占める女性役付職員の割合	18.9%	24.6%	24.0%	↑	人事課
市町村における女性役付職員(係長級以上)の割合	24.8%	30%	28.2%	↑	男女参画・協働推進課
教職員における管理職(校長、副校長及び教頭)に占める女性の割合	小学校 13.9%	全国平均をめざす ※(参考)R1平均 24.1%	19.3%(※1)	↑	学校人事課
	中学校 5.0%	全国平均をめざす ※(参考)R1平均 10.5%	6.6%(※1)	↑	
	高校等 12.6%	15%	13.2%	↑	
県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	22.1%	30%	25.7%	↑	労働雇用創生課
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む県内事業所の割合	36.3%	45%	41.9%	↑	労働雇用創生課
女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体等の数	24事業所・団体等	300事業所・団体等	363事業所・団体等	★	男女参画・協働推進課
女性経営参画塾修了生による女性ネットワークへの参加者数	55人	100人	165人	★	男女参画・協働推進課
農業協同組合理事に占める女性の割合	8.0%	15%	9.4%	↑	団体支援課
女性委員が登用されていない農業委員会数	11組織	0	2組織	↑	農地・担い手支援課
家族経営協定締結農家数	3,570戸	4,300戸	3,991戸	↑	農地・担い手支援課
認定農業者のうち女性の認定農業者がいる割合	11.6%	15%	14.2%	↑	農地・担い手支援課
1人当たり販売金額100万円以上の女性起業(加工、直売)数の割合	43%	46%	45.3%	↑	農地・担い手支援課
自治会長に占める女性の割合	2.6%	5%	3.5%	↑	男女参画・協働推進課
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合	7.5%	15%	11.6%	↑	社会教育課
男女共同参画社会づくり地域リーダー研修修了生のうち地域で活動している人の割合 ※研修後5年以内の人を対象とする	69%	85%	91.7%	★	男女参画・協働推進課

(※1) 小学校に義務教育学校の前期課程、中学校に義務教育学校の後期課程を含む。

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R2実績	所管課
地方議会における女性議員の割合 H27.5現在	県議会議員 6.3%	県議会議員 4.2%	男女参画・協働推進課
	市議会議員 8.5%	市議会議員 9.7%	
	町村議会議員 6.1%	町村議会議員 10.0%	
県の新規採用職員に占める女性の割合(知事部局)	42.3%	32.3%	人事課
県内事業所の正社員における所定内賃金の男女格差指数	75.9%	—(※2)	労働雇用創生課
男女別平均勤続年数の男女差	男性 12.4年 女性 9.2年 (男女差3.2年)	男性 13.3年 女性 9.0年 (男女差4.3年)	労働雇用創生課
熊本県における女性の労働力率	(H22:15位) 50.5%	(H27:18位) 50.8%	労働雇用創生課
農業委員に占める女性委員の割合	8.1%	15.0%	農地・担い手支援課
森林組合理事に占める女性の割合	1.1%	1.8%	団体支援課

(※2) 令和2年度調査項目外のためデータなし。

2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

総括

男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要である。

県が実施した県民アンケートでは、「『男は仕事、女は家庭』など性別によって役割を決める考え方」に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の割合は79.9%となり、計画策定時より7.7ポイント増加し、過去最高となった。

男女共同参画を校内研修のテーマに採用した公立小・中学校の割合は98.6%（熊本市を含む）、公立高等学校の割合は100%となり、教育現場において男女共同参画の推進が図られている。

一方で県内事業所における男性の育児休業取得率は7.0%と依然として低い状況にあるなど、男性の家事・育児への参画促進を更に図る必要がある。

令和2年度取組成果、課題・今後の取組

○意識改革に向けた広報・啓発の推進

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●男女共同参画の実現のための意識啓発	①「男女共同参画週間」に合わせてポスター、パネル、資料等を庁内展示し、男女共同参画の啓発を行った。また、関連資料、リーフレットを各種会議、研修、講演会等の機会を捉えて配布し、周知と啓発を行った。	「男女共同参画週間」をはじめ、各イベントや会議などで展示や資料を配布するとともに、男女共同参画推進員等を通じて地域に対する啓発活動を推進する。	男女参画・協働推進課
	②男女共同参画通信「ならんで」を年2回（各9,000部）発行した。また、男女共同参画inパレア講演会及びワークショップ等を開催した。 男女共同参画inパレア参加者708人（延べ） 情報ライブラリー年間貸出冊数 2,745冊	情報発信や講演会等を通じ、引き続き男女共同参画の取組を推進する。	男女参画・協働推進課
	③啓発イベントや講演会、研修会の会場等において、パネル展示や啓発資料配布による啓発を行った。	対象者の年代や特性に応じたテーマ、手法により啓発、研修を行い、男女共同参画意識の高揚を図る。	人権同和政策課
●男女共同参画教育の充実	①県内各地で「親の学び」講座（講座数1,073講座、参加者28,298人）を実施し、家庭教育及び子育てへの男女共同参画の必要性について啓発を行った。	くまもと家庭教育支援条例の認知率は27.0%と微増であるが、20代・30代の子育て世代の認知率の向上が見られる。今後も、保護者だけでなく、事業所等にも広く周知し、仕事と子育ての両立が図れるよう協力を促す。	社会教育課
	②校内研修において、男女共同参画をテーマにした研修をした割合は98.0%（熊本市を除く）であった。	研修を実施していない学校がまだ2%あるため、引き続き児童生徒が人権尊重や男女の相互理解・協力など、人としての在り方を身に付けることができるよう、継続して研修の推進を図る。	義務教育課
	③中学生、高校生向けの学習資料及び教師用手引きを作成し、県内全ての中学1年生、高校1年生に配布するとともに、県・市町村の教育委員会、各学校へ活用依頼を行った。 学習資料を用いた授業実施率… 中学校：74.3%、高校81.4%	会議の場や市町村等を通じて依頼し活用率の向上を図る。また、学習資料等の内容の充実とともに職員研修や出前講座に対応、授業等のICT化に向け学習資料のデータ配布を進める。	男女参画・協働推進課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●メディアにおける男女共同参画の推進	「わかりやすい広報の視点」を県ホームページに掲載することで、各課等で実施する広報の際に参照してもらえるようにした。	更なる周知・徹底を行う。	広報グループ

○男性の働き方改革

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ワーク・ライフ・バランスと長時間労働の見直し	①男女共同参画推進事業者表彰（9事業所）を行った。 ②H30年度まで実施していたアドバイザー派遣は出前「勤労者セミナー」に統合。企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（6回・252名参加）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	引き続き男女共同参画推進事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。 誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、アドバイザーを派遣し（勤労者セミナー）、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	男女参画・協働推進課 労働雇用創生課
●家庭、地域への積極的参画の推進	①くまもと子育て応援プロジェクトをオンラインで開催（2回）し、200人以上のフォロワーが参加した。 各市町村へパパ手帳を12,800部、孫手帳を12,100部配布し、社会全体で子育てを支えていく意識の啓発を図った。 くまもと子育て応援の店の募集、登録の推進を図った（累計登録数3,405店）。	子育てを応援するイベント（仮称：くまもと子育て応援プロジェクト）を1～2市町村にて開催する。 パパ手帳の増刷、配布を行う。 くまもと子育て応援の店の周知、募集、ホームページの充実を図る。	子ども未来課
	②出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（6回・252名参加）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、アドバイザーを派遣し（勤労者セミナー）、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
●男性の多様な働き方の支援	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し等を支援した。（6回・252名参加）	昨年に引き続き、出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し等を支援する。また、講師派遣事業の認知度が低いという課題があり、更なる周知を図る必要がある。	労働雇用創生課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●男性の多様な働き方の支援	②九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLBの促進と見える化を図った。	九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で企業の先進的な事例等を共有し、九州・山口 WLB 推進キャンペーンサイトで紹介する。	労働雇用創生課
	③県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るために社会保険労務士等の専任アドバイザーの派遣や ICT ツールの導入支援を行った。(支援件数：98件)	県内では、意思疎通や労務管理の難しさから、テレワークがあまり進んでいない状況である。昨年度に引き続き、県内企業等におけるテレワークの導入促進を図るため、ICTツールの導入支援を行う。	労働雇用創生課

○女性の継続就労への支援

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の就労継続への環境整備	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（6回・252名参加）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、アドバイザーを派遣し（勤労者セミナー）、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②女性医師の復職等に関する相談（延べ43件）に対応するとともに、講演会等参加時の無料一時保育を行い、延べ29人の医師が利用した。これらに加え、メンター制度、熊本県医療人キャリアサポートクローバーセミナー等を実施した。	女性医師の就業継続及び復職を支援するため、メンター制度・女性医師訪問などによる相談体制の強化をはじめ、柔軟な勤務体制の普及等に向けた医療機関への働きかけ、研修会の開催、一時保育の提供等を実施する。	医療政策課
●女性の職場復帰のための支援	しごと相談支援センター及びジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチにおいて就職相談、情報提供を実施した。	しごと相談支援センター及びジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチにおいて女性の職場復帰のため、引き続き就職相談、情報提供を実施する。	労働雇用創生課
●ライフステージに応じた再就職や復職支援	子育て等を理由に離職し、再就職を希望する女性を対象に、仕事と子育て両立応援セミナー（再就職事例発表、両立支援制度等の情報提供）、就職活動に役立つ講習（パソコン講習、経理・営業事務講習）や、キャリアコンサルティングに基づく再就職プランの作成及び企業面談会を開催した。早期就職希望者14人のうち10人（うち正規雇用は3人）の就職が決定した。	労働局との一体的実施事業（女性求職者向け）については、R2年度で休止となったが、今後も国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」と、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組むとともに、失業を余儀なくされた方々を対象とした「新型コロナ対応再就職支援プログラム」や、同年代の女性も対象とした「くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業」の実施により、支援を拡充し、対応していく。	労働雇用創生課

○子育て支援体制等の充実

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●待機児童の解消	「施設整備等による利用定員増」、「保育士確保」などの取組により、令和2年4月1日時点の待機児童数は前年同期の178人から108人減の70人となった。	市町村計画に基づき、引き続き保育所等の施設整備、既存施設の利用定員増等により、受け皿の拡大を支援していく。	子ども未来課
●多様な子育て支援の充実	①29市町村でファミリー・サポート・センター事業を実施した。	令和3年度目標の31市町村に向けて、未実施市町村に事業開始の働きかけや情報提供等を行う。	子ども未来課
	②地域の保護者に対する教育相談・情報提供、地域の子ども達に幼稚園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園に対し、補助金の交付を行った(3園:498千円)。	私立幼稚園15園のうち、私立幼稚園子育て支援事業の未実施が4園となっているため、今後、未実施園の子育て支援の現状把握を進めるとともに、補助制度の周知を図っていく。	子ども未来課 ※平成30年度に私学振興課から業務移管
	③39市町村で地域子育て支援拠点事業を実施した。	令和3年度においても地域子育て支援拠点事業を引き続き実施するとともに、事業実施を希望する市町村の意向を踏まえて情報提供等を行っていく。	子ども未来課
	④医療機関に対し病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止を図り、再就業を促進した。 病院内保育所運営費補助医療機関数:22ヶ所。	令和3年度においても同様の事業を引き続き実施する。 病院内保育所の新設や拡充については、県の補助制度より好条件である内閣府の「企業主導型保育事業に対する助成金」の活用が可能であるため、関係機関と連携し、医療機関への制度の周知を行う。	医療政策課
	⑤38市町村で延長保育事業を実施し、34市町村で病児保育事業の実施があった。	令和3年度においても同様の事業を引き続き実施する。病児保育事業補助金については、令和3年度までに42市町村で実施できるよう、市町村と連携し、計画的に事業を実施する。	子ども未来課
	⑥42市町村で日中一時支援事業を実施した。 身近な地域で適切な療育が受けられる体制の整備を目的として、障がい保健福祉圏域ごとに設置された地域療育センター(県内10ヶ所)において、地域療育事業を実施した。	日中一時支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。 地域療育事業については、児童発達支援センターを地域における中核的な支援機関として位置づける新たな地域療育支援体制への移行を進め、相談支援や療育機能の充実を図る。	障がい者支援課
●放課後児童クラブの拡充と多様化	41市町村で放課後児童健全育成事業を実施した。 3市町で8ヶ所の施設整備を実施した。 県内3ヶ所で認定資格研修を実施し、141人が修了した。 「子どものストレスケア」のテーマで資質向上研修を実施し、170人が受講した。	令和3年度においても同様の事業を引き続き実施する。 放課後児童支援員認定資格研修、資質向上研修については、市町村と連携し、積極的な参加を促していく必要がある。	子ども未来課

男女共同参画計画に掲げる指標の状況

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R2年度目標	R2実績	指標の動向	所管課
固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	72.2%	80%	79.9%		男女参画・協働推進課
「男女共同参画社会」という用語の認知度	56.5%	100%	50.6%		男女参画・協働推進課
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校 (公立小・中・高校)の割合	小中学校 90.9% (熊本市含む 85.8%)	95%	小中学校及び義務教育学校 98.0% (熊本市含む 98.6%)		男女参画・協働推進課 義務教育課
	高校 89.1%	100%	100.0%		高校教育課
県内事業所における男性の育児休業取得率	2.0%	13%	7.0%		労働雇用創生課
保育所等利用待機児童数	553人	0人	70人		子ども未来課
病児・病後児保育事業実施市町村数	31市町村	42市町村	34市町村		子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	27市町村	31市町村	29市町村		子ども未来課
放課後児童クラブ実施市町村数	41市町村	42市町村	41市町村		子ども未来課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R2実績	所管課
熊本県における男女の地位の平等感で 「男性が優遇されている」と感じる人の割合	61.5%	58.8%	男女参画・協働推進課
県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの認知度	48.5%	(R1) 56.8%	労働雇用創生課
熊本県における大学等進学率	男性 41.6%	男性 42.1%	高校教育課
	女性 49.9%	女性 50.8%	
年間総実労働時間数(一般労働者)	1,860時間	1,714時間	労働雇用創生課
県内事業所における年次有給休暇取得率	41.3%	51.5%	労働雇用創生課
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(団体)数	21企業(団体)	22企業(団体)	労働雇用創生課

3 安全・安心な暮らしの実現

総括

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下：「DV」という。）、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向け、県民に対する啓発を行うとともに、被害者からの相談対応、一時保護、自立支援等の充実に努めている。

県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,707件となり、昨年より67件増加した。

DVや性暴力等の被害者も加害者も出さないようにするため、県内各地域における相談窓口の周知を徹底するとともに、適切な対応ができるよう、関係機関の一層の連携強化が求められる。

令和2年(2020年)4月時点の消防団員における女性の割合は2.5%で依然として低い状況にあることから、地域防災への女性の参画を一層促進していく必要がある。

令和2年度取組成果、課題・今後の取組

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性に対する暴力への対応	①被害者の保護対策を徹底するとともに、精神科医療と連携したストーカー加害者の治療及びカウンセリングにより、再発防止を図った。	精神科医療と連携した加害者の治療及びカウンセリングにより再発防止を図るとともに、迅速かつ積極的な事件化、警告等により、重大事件の発生を防止し、被害者の安全確保を徹底する。	警察本部人身安全対策課
	②DV未然防止教育講演を県内高等学校等20校で実施し、3,846人の生徒が受講した。教職員に対するDV未然防止教育講演会(2回・24名)を実施した。	高等学校等におけるDV未然防止教育講演実施校の割合100%をめざし、未実施校へは実施の働きかけを行っていく。また、中学校においても全地域振興局単位での実施に取り組む。	子ども家庭福祉課
●被害者への支援	①女性相談センター相談件数：3,208件	引き続き相談窓口の周知や研修の充実を図る。	子ども家庭福祉課
	②男女共同参画相談室らいふ(旧女性総合相談室)におけるDVに関する相談件数：24件	引き続き相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	③性被害相談電話について県民へ周知するとともに、被害者のニーズに応じたきめ細やかな対応により、被害者等の精神的負担の軽減を図った。	性被害相談電話について、県警ホームページなどを活用して更なる周知を図るとともに、効果的な運用を行うことで、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図る。	警察本部捜査第一課
	④電話・メール相談への24時間対応、病院付添い等の直接的支援活動、弁護士や臨床心理士と連携した専門相談など、性暴力被害者のニーズに応じた各種支援を実施した(相談件数：1,242件、直接的支援活動：139件、専門相談：31件)。	あらゆる広報媒体及び機会を捉えた効果的な広報活動を展開し、性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」の更なる周知促進を図る。また、ワンストップ支援事業の協力病院の拡充及び「ゆあさいどくまもと」と関係機関との連携により、性犯罪被害の潜在化の防止を図るとともに、性犯罪被害者が必要な支援を受けられる体制の充実を図る。	警察本部広報県民課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●被害者への支援	<p>⑤性犯罪捜査用ダミー人形4体を新たに警察署等に整備するとともに、被害者に代替服を貸与することにより、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。</p> <p>⑥女性一時保護所入所人数：35件。 民間シェルターを運営する3団体に一時保護事業費の一部を補助した。</p> <p>⑦県営住宅入居者において令和2年度は1件の優先入居者があった。</p> <p>⑧DV被害者グループミーティング 参加：3件（実数2人） DV被害者カウンセリング 来所相談：5件（実数3人） 電話相談：27件 DV加害者カウンセリング 来所相談：1件（実数1人） 電話相談：1件</p>	<p>捜査過程における二次的被害防止のため、性犯罪捜査用ダミー人形や代替服の更なる整備及び希望する性別の警察官による事情聴取を実施することで、性犯罪被害者等の精神的・経済的支援活動を推進する。</p> <p>引き続きDV被害者等への安心安全な生活環境の提供を図る。</p> <p>引き続き事業を実施する。</p> <p>DV被害者グループミーティングはH28年度後半より参加者が減少したことに伴い、H29年度より研修の場での広報・周知を行っている。その結果、新たな参加者は増加傾向にあったが、R2年度はコロナ禍の影響もあり、減少。引き続き、周知に努める。</p>	<p>警察本部捜査第一課</p> <p>子ども家庭福祉課</p> <p>住宅課</p> <p>子ども家庭福祉課</p>
●支援体制の充実・強化	<p>①DV対策関係機関会議はコロナ禍の緊急事態宣言の影響により中止。 各地域振興局でネットワーク会議を開催し、各地域におけるDVの現状や関係者の意見交換等を行った。</p> <p>②性犯罪被害者の心情に配慮した対応要領について取りまとめた教養資料を作成し、性犯罪指定捜査員に対し配布するなど、性犯罪被害者の対応に当たる捜査員の実務能力の向上を図った。</p> <p>③熊本県女性相談業務初任者研修会（59名参加。熊本県女性相談業務課題別研修会は開催見送り）を開催し、DVを始めとした女性相談業務に携わる職員等のスキルアップを図った。</p> <p>④令和2年度熊本市ゲートキーパー養成研修会に相談員を派遣し、スキルアップを図った。</p>	<p>会議等を通じて引き続き関係者間で情報共有や意見交換を図る。</p> <p>性犯罪被害者からの事情聴取に当たる捜査員の捜査能力向上・育成を図るため、引き続き教養資料の配布を行うとともに、警察署捜査員を対象とした専科教養等により、捜査体制を強化する。</p> <p>増加し複雑化する女性相談に対応するため、継続して業務に携わる職員等のスキルアップを図る。</p> <p>各種関連研修に職員を派遣し、業務に携わる職員等のスキルアップを図る。</p>	<p>子ども家庭福祉課</p> <p>警察本部捜査第一課</p> <p>子ども家庭福祉課</p> <p>男女参画・協働推進課</p>
●ハラスメントを許さない社会づくり	<p>ハラスメント防止の法改正に関する情報を市町村等へ周知、共有するとともに、男女共同参画年次報告書に記事を掲載し、ハラスメントを許さない社会づくりの啓発と取組の周知を行った。</p>	<p>関係部署と連携し普及啓発を行う。</p>	<p>男女参画・協働推進課</p>

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●職員等に対するハラスメント研修の実施や相談体制の整備 【参考：県庁における取組】	①ハラスメント相談員（内部・外部）を設置した。職員向けのハラスメント防止通知を改正するとともに、特定課題研修に組み込み、各所属で周知・啓発を行った。	県庁におけるハラスメントの防止のため、職員に対するハラスメント研修の実施や相談体制を引き続き整備する。	人事課
	②特定社会保険労務士に委嘱し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント外部相談員を設置した。管理職を対象とした研修会等において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止について、演習を通じて理解を促す取組を実施した。	外部相談員が設置されていることを広く周知し、積極的な活用を呼びかける必要がある。セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止については、研修等を通して教職員一人ひとりが自らの言動について振り返るような意識づけを行うとともに、相談体制についても引き続き周知していく。	学校人事課
	③匿名によりハラスメント相談を行うことができるシステムを導入し、潜在化する事案を早期に把握できる体制を構築した。	ハラスメント防止対策の重要性及びハラスメント相談窓口について周知を図り、良好な勤務環境を確保する。	警察本部警務課
	④県登録講師を団体や企業、学校等へ25回派遣し、様々な人権課題をテーマにした研修や学習を支援した（延べ1,985名参加）。	引き続き、対象者の年代や特性に応じたテーマ、講師、手法等による意識啓発を行う。	人権同和政策課

○生涯を通じた女性の健康支援

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ライフステージに応じた健康支援	①男女共同参画相談室「らいふ」における「こころとからだ」に関する相談件数：16件。	継続して相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	②大学生等の若い世代を対象としたがん予防講演会の開催、ホームページや県政テレビ等でのがん検診受診啓発、市町村が効果的な施策へつなげられるようがん検診の分析・評価支援等実施し、受診率向上を図った。	がんの早期発見のために、今後も継続的に検診受診に関する普及啓発や市町村への支援を行うことを通じて、受診率の向上を進めていく。	健康づくり推進課
	③HIV検査普及週間・世界エイズデーにあわせたポスターやパネルの掲示、各保健所での啓発活動（パンフレットの配布・相談対応等）により、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った。	令和2年の梅毒の報告数は136件で、平成29年に急増して以降、報告数が多い状況が続いており、特に女性では20代が多い。感染予防や早期発見の重要性について今後も継続して周知が必要である。引き続き、エイズ・性感染症の検査・相談の周知やHIV検査普及週間・世界エイズデーにあわせた検査体制の拡充、保健所による啓発活動等の取組を行っていく。	健康危機管理課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ライフステージに応じた健康支援	④県内13高等学校で思春期保健教育講演会を実施し、2,692人が参加した。県内全ての高等学校に思春期相談窓口の啓発カードを配布した。	令和3年度においても、高校生を対象とした講演会を実施し、性と生に関する正しい知識の普及を行う。 また県内全ての高校生に対して、思春期相談窓口の啓発カードの配布を行う。	子ども未来課
	⑤令和2年3月に作成した「性に関する指導（教育）リーフレット」を各学校に配付し、教職員にその活用を周知した。	学習指導要領の内容に即して児童生徒の発達段階に応じた集団指導に加え、児童生徒が抱える性に関する諸問題及び問題行動に個別対応する能力の向上を図る必要がある。令和2年度は、研修の機会が少なく、教職員に対して「性に関する指導（教育）リーフレット」活用の周知が十分できなかった。今年度は各種研修会において広く周知し、各学校での「専門的・組織的な個別指導の充実」を図る。	体育保健課
●妊娠・出産等に関する健康支援	特定不妊（体外受精、顕微授精）にかかる費用の一部を助成した（846件、うち男性不妊治療14件）。 不妊で悩む方への電話・来所相談、情報提供を行った（電話相談178件、来所相談1件）。 行政・医療関係者を対象に、一般不妊からART治療に関する知識の普及及び男性不妊治療についての研修会を開催した（51人参加）。 令和元年10月より少子化対策総合交付金事業のメニュー事業のひとつとして一般不妊治療費に関する市町村助成を開始し、43市町村へ助成を行った。	令和3年度においても、特定不妊治療費への助成や不妊で悩む方への電話・来所相談等を実施する。 特定不妊治療については、令和3年1月1日以降治療終了分について助成費拡充（所得要件撤廃、出産等での助成回数リセット、助成上限の引上げ等）を行い、申請件数は前年度よりやや増加傾向にあり、今後さらに男性不妊治療に関する知識の普及啓発、助成に関する周知を図っていく必要がある。 そのため、関係者研修会を開催し、男性不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係者の資質向上を図り、不妊に関する相談体制の充実を図る。 令和元年10月より少子化対策総合交付金事業の中で開始した一般不妊治療費の市町村助成を令和3年度も継続する。	子ども未来課

○安心して暮らせる環境整備

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭等相談事業における相談件数：5,334件（延べ）。 母子家庭等就業・自立支援センター事業における相談件数：1,795件（延べ）。 母子父子寡婦福祉資金貸付金における貸付実績：79,369千円。	ひとり親家庭の安定した生活の実現に向け、県で実施している各種事業の周知強化や拡充等を図るなど、さらに取組を進める必要がある。	子ども家庭福祉課
	②ひとり親家庭等に係る医療費の助成件数：264,899件（延べ）。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課
	③令和2年度24名が経済的な自立を目指し、高等職業訓練促進給付金制度を利用して看護師などの対象資格取得のため、養成機関を受講。 高等職業訓練促進資金貸付事業においては、就職準備金13名、入学準備金11名が利用。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●ひとり親家庭への支援	④ひとり親家庭等を対象にした「地域の学習教室」の開所数・利用する子どもの数：176教室・961人。	最寄りの地域で、できるだけ多くの子どもたちが「地域の学習教室」を利用できるよう、教室未設置の13町村を中心に取り組みの普及・拡大を図る。	子ども家庭福祉課
●経済的な理由による貧困家庭への支援	①県内全ての市町村に自立相談支援窓口が設置されており、9,909件の新規相談を受け、ニーズに応じ支援プランを策定のうえ、各事業による個別支援により自立を促進した。	制度の周知を行うとともに、関係機関（福祉、就労、教育、税務、住宅等）が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関に確実につなげていけるよう、連携の強化に取り組む。	社会福祉課
	②生活保護、生活困窮世帯の子どもの問題を早期に把握し、進学、保護者等への生活習慣、不登校等への支援を学習塾形式で行い、296人が利用した。	学習支援に加え、子どもの生活環境・育成環境の改善、高校生世代の中退防止や就労（進路選択）に関する支援を強化する。	社会福祉課
●県民の人権意識の高揚	県民を対象に、様々な人権課題をテーマに実施した。 テレビ、ラジオ、新聞、情報誌等のメディアを活用し、様々な人権課題をテーマに人権啓発を実施した。 県登録講師を行政機関や学校、企業、団体などに派遣し、様々な人権課題をテーマにした研修や学習を支援した（計25回、受講者数1,985人）。	引き続き、様々な人権課題をテーマに、対象者に応じた教育・啓発を行っていく	人権同和政策課
●相談体制の充実	①児童・家庭支援センターにおける相談件数：1,480件。 子ども110番における相談件数：68件。 →R2年度から廃止。 子ども相談員事業の対応相談件数：2,890件。 子ども・若者総合相談センターにおける相談件数：1,494件。	引き続き関係機関と連携しながら、相談業務の充実を図っていく必要がある。	子ども家庭福祉課
	②令和元年（2019年）9月2日、熊本県外国人サポートセンターを開設し、外国人が地域で安心して暮らせるように多言語（19言語）での生活相談を行った。（令和2年度相談件数：743件）	引き続きWebサポートセンターの周知を図るとともに、相談会やSNS等を活用するなど相談体制の充実を図っていく。加えて社会情勢等を捉え、在留外国人に有用と思われる情報の発信を積極的に行う。	観光交流政策課
●みんなが安心して暮らせる環境整備	①県内の児童が被害者となる児童ポルノ製造事件やインターネットを利用した児童ポルノ公然陳列事件を検挙し、公開されていた児童ポルノを削除するとともに、被害児童を保護するなど、福祉犯被害対策を実施した。	サイバーパトロールを始めとした多角的な警察活動により、低年齢児童を性的好奇心の対象とするグループ等による悪質な児童ポルノ製造、提供及び所持事件の取締りを重点的に実施するとともに、サイト管理者等に対する削除依頼等を徹底する。	警察本部生活安全企画課
	②クロスボウを機種機能によらず、包括的に有害がん具として指定した。	継続して事業を実施する。	くらしの安全推進課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●みんなが安心して暮らせる環境整備	③小児救急医療拠点病院2か所に運営費補助を実施した。また、小児救命救急センター、小児在宅医療支援センターに運営費補助を実施した。子ども医療電話相談事業（#8000）では、16,612件の相談に対応した。	小児医療体制検討会議において小児医療体制の必要な対応を検討する。また、小児在宅医療支援センター等と連携し、多職種での在宅医療の支援体制の整備を図る。	医療政策課
	④36市町村で地域活動支援センター機能強化事業を実施した。 5市町村で相談支援事業を実施した。 視覚障がい者生活訓練事業の実績は、視覚障がい者対象：開催回数12回・延べ受講者数51人・開催地4ヶ所、中途失明者対象：開催回数22回・受講者数22人	地域活動支援センター機能強化事業、相談支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。 視覚障がい者生活訓練事業については、支援を必要とする障がい者に適切に訓練が提供できるよう事業の周知を徹底するとともに、県下各地域での訓練の実施を進める。	障がい者支援課
	⑤生活習慣病の予防や早期発見・早期治療による健康の保持のため、食事や運動、健診受診等についての普及啓発を行うとともに、市町村が行う健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業に対し一部補助を行い、県民の健康増進を図った。	引き続き食事、運動、健診受診等に関する普及啓発を行うとともに、市町村の取組みを支援する。	健康づくり推進課
	⑥全ての方が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、犯罪の起きにくいまちづくりに顕著な貢献をされた防犯関係団体の表彰や「くまもと安全安心まちづくり県民大会」を実施した。	防犯意識や自主防犯活動の高まりにより、県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、各種広報啓発等により県民への意識啓発を継続していく。	くらしの安全推進課
	⑦安全・安心に関わる身近な地域の事件・事故について、その発生状況、特徴的な傾向等をゆっぴー安心メール、地域安全ニュース等により、積極的かつタイムリーに発信した。	安全・安心に関わる身近な地域の事件・事故について、その発生状況、特徴的な傾向等を積極的かつタイムリーに発信する。	警察本部生活安全企画課
●高齢者の自立及び介護等への支援	①在宅の要介護高齢者等の自立の維持や介護者の負担の軽減を図るために行う在宅改造に要する費用を助成する高齢者住宅改造助成事業を以下のとおり実施した。 住宅改造実施件数：32件	市町村や対象となる要介護高齢者だけでなく、様々な機会を捉えて家族や介護支援専門員等への制度の周知を引き続き行う。	認知症対策・地域ケア推進課
	②高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる明るい長寿社会の実現をめざして、(一財)熊本さわやか長寿財団が行う以下の事業に対する助成を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・縮小となった。 さわやか大学の開校(R2実績:中止 特別講座を代替開催) シルバースポーツ大会 (R2 実績:中止) 囲碁将棋大会、作品展 (R2 実績:囲碁・将棋大会中止、作品展 233点)	新型コロナウイルス感染症の感染状況により開催を検討する必要がある。 高齢者の社会参加や文化・スポーツ活動への参加を推進するため、効果的な広報・PR活動が必要である。 さわやか大学校受講者数は年々減少傾向にあるが、活動を進める人材を増やしていく必要があり、今後も引き続き人材の育成が必要である。	高齢者支援課

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●高齢者の自立及び介護等への支援	③ (一財)熊本さわやか長寿財団が行う各地の高齢者無料職業紹介所で、高齢者の就労支援を実施した (R2年度就職者数: 262人)。	高齢者及び地域のニーズ等を踏まえた高齢者の雇用・就業機会の確保のため設置された熊本県生涯現役促進地域連携協議会と連携し、求職と求人を適切に結びつけられるよう、相談員の資質向上を図るとともに、高齢者の多様な就業ニーズを把握し、きめ細やかな職業紹介を行う。	高齢者支援課
	④令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の影響による、高齢者の生活不活発病等の予防のため、自宅でできる体操DVDの制作・テレビ番組の放送・県ホームページへのYouTube動画の掲載を行った。なお、体操はリハビリテーション専門職とも連携して作成した。	住民主体の通いの場等、地域づくりによる介護予防の取組支援等を行う。またそこでより効果的な通いの場の継続を行っていくためにリハビリテーション専門職の協力や活動を積極的に進めていく。リハビリテーション専門職を対象に地域で活動できる指導者の養成を行う。ロコモについて県民への啓発を目的に、ロコモ予防に取り組む医療機関や施設を「熊本県ロコモ予防応援団」として登録し活動を支援していく。	認知症対策・地域ケア推進課
	⑤地域密着型特別養護老人ホーム 87 床整備。 認知症高齢者グループホーム 81 床整備。 養護老人ホーム 24 床改築整備。 ※繰越分を含む	第8期熊本県介護保険事業支援計画(令和3年度～令和5年度)に基づく施設整備を着実に進めていく。 養護老人ホーム等の老朽改築工事により個室・ユニット化を図る。	高齢者支援課

○女性視点を反映した地域防災力の向上

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●女性の視点での防災の計画策定や対応の推進	①要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえた防災に関する啓発(防災ハンドブック・リーフレット配布等)を実施した。	防災計画上、男女共同参画の視点が必要とされる取組について、適宜その進捗状況の確認等を行っていく。	危機管理防災課
	②消防団員の加入促進を目的として、広報活動を行った。	女性消防団活性化セミナーや、女性消防操法大会の実施及び、消防団の加入促進パンフレットの配布等により、女性消防団の加入促進及び資質向上を図る。	消防保安課

男女共同参画計画に掲げる指標の状況

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R2年度目標	R2実績	指標の動向	所管課
DVの認知度(内容まで知っている人の割合)	67.1%	100%	-(※1)	-	男女参画・協働推進課
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合	80.0% (84/105校)	100%	85.7% (90/105校)	↑	子ども家庭福祉課
乳がん・子宮頸がん検診受診率	(H25) 乳がん検診 49.2%	55%(※2)	(R1) 乳がん検診 51.9%	↑	健康づくり推進課
	(H25) 子宮頸がん検診 46.0%		(R1) 子宮頸がん検診 48.3%	↑	
妊娠満11週以内の妊娠届出率	(H26) 92.0%	100%	(R1) 94.2%	↑	子ども未来課
消防団員における女性の割合	2.2%	5%	2.5%	↑	消防保安課

(※1) 第4次計画策定時に、5年毎実施の「男女共同参画に関する県民意識調査」の「DVという用語の認知度」を指標と定めたが、令和元年度に実施した調査において、より具体的にDVの認知度を測る「暴力の分類ごとの認知度」を問う設問に変更したため、同一データとして扱うことができない。

(※2) R5年度目標。がん対策推進計画及び健康増進計画に合わせ設定。

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R2実績	所管課
配偶者からDV被害を受けたことのある女性の割合	21.6%	18.5%	男女参画・協働推進課
DV防止法に基づく一時保護件数	(H26) 64件	32件	子ども家庭福祉課
熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数	(H26) 4,591件	4,707件	男女参画・協働推進課 子ども家庭福祉課
国(熊本労働局)及び県の相談窓口におけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	(H26) 315件	68件	労働雇用創生課
人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)	(H26) 10.0%	(R1) 8.3%	子ども未来課
女性のケア事業における相談件数	(H26) 505件	384件	子ども未来課
母子家庭等就業・自立支援センターの支援による就業者数	19人	12人	子ども家庭福祉課
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	56.3%	58.8%	労働雇用創生課

4 推進体制の充実・連携強化

総括

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の体制の整備と、関係機関・団体等と連携した積極的な取組が必要であり、それぞれが主体的に男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要である。

また、男女共同参画計画の取組については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要である。これらの取組を行政だけでなく、企業、団体、地域と一体となって進めることにより、その効果を最大化していくことが期待される。

令和2年度取組・成果、今後の課題・方向性

○県・市町村の推進体制の強化、国との連携



具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●庁内会議の開催や年次報告書の作成	男女共同参画社会推進会議幹事会、男女共同参画審議会により関係課の取組状況等を確認し、年次報告書を作成した。国、県、市町村や推進員・団体等へ配布、県のホームページで公表した。	幹事会の開催等により関係課との連携を図るとともに、年次報告書を作成する。	男女参画・協働推進課
●地域連絡会議の開催	コロナ感染症対策のため各地域ごとでの集合会議は中止。県下市町村、推進員、地域リーダーを対象としたオンライン研修会を実施、各地域における課題共有と活動事例の展開を行った。	オンライン環境等の活用検討を行い地域連絡会を開催し、市町村間及び地域間の情報共有と課題解決を図る。	男女参画・協働推進課
●職員・教職員等の意識啓発	各学校における人権教育の充実・深化に資するため、推進体制の機能強化と研修の充実、指導方法等の工夫・改善についての研修等を実施した。その成果として、女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の更なる推進に向けた校長及び人権教育主任の意識や実践的な指導力を高めることができた。	女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の更なる推進に向けて、全ての教職員の意識や実践的な指導力の向上が図られるよう、研修内容を工夫していく。	人権同和教育課

○県民、各種団体等との連携

具体的な取組	令和2年度取組成果	課題・今後の取組	所管課
●熊本県女性の社会参画加速化会議の開催	「女性の社会参画加速化戦略」に基づき実施している各種取組や事業の進捗管理、意見交換等を行った。また、ワーキング会議を1回開催し、第5次熊本県男女共同参画計画や女性活躍サミット2020後継事業について、意見交換等を行った。	加速化会議及びワーキング会議を開催し、「戦略」の進捗管理を行うとともに、構成団体等と情報共有及び意見交換を行いながら、女性の活躍推進に向けた各種取組を検討、実施する。	男女参画・協働推進課

男女共同参画計画に掲げる指標の状況

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R2年度目標	R2実績	指標の動向	所管課
男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合	47.7%	100%	75.7%		男女参画・協働推進課
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	—	市町村 70%	80.0%		男女参画・協働推進課